

1. 議事日程

(平成19年第2回安芸高田市議会6月定例会第1日目)

平成19年6月11日
午前10時開会
於安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第4 同意第2号 安芸高田市公平委員会委員の選任の同意について
- 日程第5 同意第3号 安芸高田市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
- 日程第6 同意第4号 安芸高田市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
- 日程第7 同意第5号 安芸高田市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
- 日程第8 承認第1号 専決処分した事件の承認について
【安芸高田市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例】
- 日程第9 承認第2号 専決処分した事件の承認について
【平成18年度 安芸高田市一般会計補正予算（第8号）】
- 日程第10 承認第3号 専決処分した事件の承認について
【安芸高田市税条例の一部を改正する条例】
- 日程第11 承認第4号 専決処分した事件の承認について
【安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例】
- 日程第12 承認第5号 専決処分した事件の承認について
【平成19年度安芸高田市老人保健特別会計補正予算（第1号）】
- 日程第13 承認第6号 専決処分した事件の承認について

【平成18年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）】

日程第14 承認第7号 専決処分した事件の承認について

【平成18年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）】

日程第15 議案第54号 安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第16 議案第55号 工事委託契約の締結について

【安芸高田市特定環境保全公共下水道甲田浄化センター建設工事】

日程第17 議案第56号 安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例

日程第18 議案第57号 安芸高田市文化センター設置及び管理条例

日程第19 議案第58号 平成19年度安芸高田市一般会計補正予算（第1号）

日程第20 議案第59号 平成19年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第21 議案第60号 平成19年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第22 議案第61号 平成19年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第23 議案第62号 平成19年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

日程第24 議案第63号 平成19年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）

日程第25 議案第64号 平成19年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

2. 出席議員は次のとおりである。（21名）

1番	明 木 一 悦	2番	秋 田 雅 朝
3番	田 中 常 洋	4番	加 藤 英 伸

6番	川 角 一 郎	7番	塚 本 近
8番	赤 川 三 郎	9番	松 村 ユ キ ミ
10番	熊 高 昌 三	11番	藤 井 昌 之
12番	青 原 敏 治	13番	金 行 哲 昭
14番	杉 原 洋	15番	入 本 和 男
16番	山 本 三 郎	17番	今 村 義 照
18番	玉 川 祐 光	19番	岡 田 正 信
20番	亀 岡 等	21番	渡 辺 義 則
22番	松 浦 利 貞		

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

7番	塚 本 近	8番	赤 川 三 郎
----	-------	----	---------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

市 長	児 玉 更 太 郎	副 市 長	増 元 正 信
副 市 長	藤 川 幸 典	総 務 部 長	新 川 文 雄
自治振興部長	田 丸 孝 二	市 民 部 長	平 下 和 夫
福祉保健部長兼 福祉事務所長	廣 政 克 行	産 業 振 興 部 長	清 水 盤
建設部長 兼公営企業部長	金 岡 英 雄	教 育 長	佐 藤 勝
教 育 次 長	益 田 博 志	消 防 長	竹 川 信 明
教育参事兼安芸高田 少年自然の家所長	永 井 初 男	会 計 管 理 者	立 田 昭 男
八千代支所長	楨 原 秀 克	美土里支所長	清 水 勝

高宮支所長 近藤一郎 甲田支所長 垣野内 壮
向原支所長 田口茂利 総務課長 高杉和義
財政課長 沖野文雄

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事務局長 増本義宣 議事調査係長 児玉竹丸
書 記 国岡浩祐 書 記 倉田英治

○松 浦 議 長

おはようございます。開会の前でございますが、クールビズについてのご連絡をさせていただきます。本会議につきましては、ネクタイ着用で上着は、議長の許可を得てということになっておりますが、本定例会中につきましては、許可をいたしたということで、脱いでいただいで結構でございますので、あらかじめご了解をいただきますようお願いをいたします。

午前 10時00分 開会

○松 浦 議 長

それでは時間が参りましたので、ただいまの出席議員は21名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成19年第2回安芸高田市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいたさせます。

○増本事務局長

議長。

○松 浦 議 長

事務局長。

○増本事務局長

諸般の報告をいたします。

第1点、市長並びに教育委員長より、本定例会に説明員として出席委任するものの職氏名の一覧表が提出されております。

第2点、市長より3千万円以上、1億5千万円未満の工事請負契約締結についての報告がありました。

第3点、監査委員より、平成19年2月分、3月分、4月分の例月出納検査結果の報告がありました。

第4点、市長より平成18年度安芸高田市一般会計予算等繰越明許費にかかる繰越計算書についてと、平成18年度安芸高田市水道事業会計予算の建設改良費繰越についての報告がありました。

第5点、市が資本金の2分の1以上を出資等している法人の、経営状況説明書についての報告がありました。

それぞれの写しをお手元に配布しておりますので、ご了承ください。

以上で、諸般の報告を終わります。

○松 浦 議 長

以上をもって諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○松 浦 議 長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、7番 塚本近君、8番 赤川三郎君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○松 浦 議 長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の運営について、過日、議会運営委員会を開き、ご協議いただいておりますので、その結果について、議会運営委員長 杉原洋君の報告を求めます。

- 杉原委員長
- 松浦議長
- 杉原委員長

議長。

はい。

失礼いたします。

平成19年第2回定例会の運営につきまして、去る、6月4日に議会運営委員会を開き、次のとおり決定いたしましたので報告をいたします。

まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり本日から6月26日までの、16日間といたします。

議事の都合により、6月15日から6月25日までを休会といたします。

本定例会に付議されます案件は、諮問1件、同意4件、承認7件、議案11件、計23件でございます。

議案審議につきましては、議案第54号から議案第57号までについては、お手元の付託表のとおり、それぞれ提案理由の説明の後、質疑を受け、各常任委員会に付託することといたしました。

その他の案件については、付託を省略することといたしました。

一般質問の取り扱いにつきましては、17人から通告がありましたので、3日間をあてて通告順に明日12日が6人、13日が同じく6人、14日を5人といたします。なお、農業委員推薦の件は、最終日に上程される予定となっております。

また各種要望書等につきましても、各委員会において審査の上、整いましたら最終日に発議案件として、提案される予定となっておりますことを申し上げさせていただきます。

以上、報告を終わります。

- 松浦議長

お諮りいたします。

ただいまの委員長の報告のとおり、会期は16日間とすることにご異議ございませんか。

〔異議なし〕

ご異議なしと認めます。

よって、会期は16日間と決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

- 松浦議長

日程第3、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

- 児玉市長

議長。

本定例会の冒頭にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、平成19年安芸高田市議会第2回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、大変ご多用の中をご出席いただき、まことにありがとうございます。

平成19年度もはや2カ月が経過し、平成18年度の出納整理期間も5月末をもって終了いたしました。

この間、新年度の事務事業も順調な滑り出しをしており、とりわけ第2庁舎・総合文化保健福祉施設につきましては、ご覧いただきますように外観が見えてまいりました。

工事の方は、予定工期どおりに進んでいるとの報告も受けており、近隣の皆様やご不便をおかけしております市民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力のたまものと感謝をしております。

さて、本年度は、合併4年目を迎える大きな節目の年であり、行政としての生き残りを賭けた重要な年であると考えております。

特に、行財政改革の各プログラムを着実かつ迅速に進めることが肝要で、そのため本年度は、行政評価システムの本格導入を図り、全事務事業について評価シートの作成に取り組むこととしております。既に、係長級以上の職員研修も終了し、これから具体的な作業に入る予定でございます。

行政が行っております様々な事務事業について、一つひとつ検証し市民の皆さんのニーズにこたえていくと同時に、スリムで合理的な行政経営の実現を目指してまいりたいと考えております。

また、来月5日から19日の間に市内6カ所におきまして、合併以来続けておりました支所別懇談会を開催することとしておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

さて本定例会へは、諮問1件、同意4件、承認7件、議案11件の全23件を上程させていただいております。

どうぞ、よろしくご審議を賜りますように、お願いを申し上げます。

定例会開会にあたりまして、市政の報告を申し上げ、ごあいさつにさせていただきます。

続きまして、諮問第2号の提案説明を申し上げます。

議案名が、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、本件は、人権擁護委員の任期満了に伴う後任候補者を法務大臣に推薦するにあたり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づきまして、議会の意見を求めるものでございます。

本年9月30日をもって任期満了となります向原町の清水素子委員の後任候補者として、引き続き清水素子さんを推薦するものでございます。

清水素子さんは、平成16年10月1日に人権擁護委員に就任され三次人権擁護委員協議会常務委員を務めておられます。

人権問題に十分な理解があり、引き続き熱意と意欲を持って人権擁

護活動に取り組んでいただけるものと、人権擁護委員として適任であると判断し推薦するものでございます。

よろしくご審議を賜りたいと思います。

○松 浦 議 長

これをもって提案理由の説明を終わります。

この件に関しましては、質疑・討論及び委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕

○松 浦 議 長

ご異議なしと認め、そのように取り計らいます。

これより諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

本件はこれに同意することに、ご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松 浦 議 長

ご異議なしと認めます。

よって本件は、これに同意することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第4 同意第2号 安芸高田市公平委員会委員の選任の同意について

○松 浦 議 長

日程第4、同意第2号、安芸高田市公平委員会委員の選任の同意についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児 玉 市 長

同意第2号でございます。議案名は、安芸高田市公平委員会委員の選任の同意についてでございます。

本件は、安芸高田市公平委員会委員3名のうち、1名の委員の任期が満了することに伴いまして、後任の委員を選任することにあたり、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めますのでございます。

本来、公平委員会の委員の任期は4年と定められておりますが、本市の場合は、新市発足後に委員会を設置したため、地方公務員法制定時の附則第5項の規定によりまして、一人は4年、一人は3年、他の一人は2年という任期をくじによって定めております。

このたび、6月14日をもって、3年任期であった現委員の門出浩一氏の任期が満了となるため、引き続き門出氏を選任することについて、議会の同意を求めますのでございます。

門出氏は、八千代町にお住まいでございまして、旧八千代町の収入役や助役の要職を歴任されており、地方自治の本旨に造詣が深く、人事行政にも精通された方で、公平委員会委員として適任であると確信するものでございます。

以上、よろしくご審議を賜りたいと思います。

○松 浦 議 長

以上で提案理由の説明を終わります。

この件に関しましては、質疑・討論及び委員会付託を省略したいと

と思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕

○松 浦 議 長

ご異議なしと認め、さよう取り計らいます。
お諮りします。

これより同意第2号、安芸高田市公平委員会委員の選任の同意についてを採決いたします。

本件はこれに同意することに、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕

○松 浦 議 長

ご異議なしと認めます。
よって本件は、これに同意することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第5 同意第3号 安芸高田市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

日程第6 同意第4号 安芸高田市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

日程第7 同意第5号 安芸高田市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

○松 浦 議 長

日程第5、同意第3号、安芸高田市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてから同意第5号まで、同じくまで以上の3件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児 玉 市 長

同意第3号、第4号、第5号、議案名が安芸高田市固定資産の評価審査委員会委員の選任の同意についてでございます。

同意第3号から第5号までの提案理由について説明申し上げます。

本件は、安芸高田市固定資産評価審査委員会委員3名の任期が、本年6月14日で満了となることに伴いまして、後任の委員の選任について、地方税法第423条第3項の規定により、それぞれ議会の同意を求めるものでございます。

同意第3号は、現委員の藤嶋義久氏を引き続き委員に選任したいとするものでございます。

藤嶋氏は、広島市安佐北区安佐町にお住まいでございまして、国税局勤務を経て、現在は税理士として活躍中でございます。

次に同意第4号、女鳥清治氏を新たに委員に選任したいとするものでございます。

女鳥氏は、甲田町にお住まいでございまして、国税局勤務を経て、現在は税理士として活躍中でございます。

次に同意第5号は、竹田健市氏を新たに委員に選任したいとするものでございます。

竹田氏は、向原町にお住まいでございまして、旧向原町税務課勤務を経て、現在は司法書士として活躍中でございます。

以上3名の皆さんは、豊富な知識と経験を有し、人格・識見ともに優れた方々で安芸高田市固定資産評価審査委員会委員として適任であると確信しております。

以上よろしくご審議を賜りたいと思います。

○松浦議長

以上で提案理由の説明を終わります。

この件に関しましては、質疑・討論及び委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長

ご異議なしと認め、さよう取り計らいます。

お諮りいたします。

これより同意第3号、安芸高田市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてから、同意第5号同じくまで以上の3件を一括採決いたします。

本3件はこれに同意することに、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長

ご異議なしと認めます。

よって本3件は、これに同意することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第8 承認第1号 専決処分した事件の承認について【安芸高田市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例】

○松浦議長

日程第8、承認第1号、専決処分した事件の承認について、安芸高田市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

承認第1号、専決処分した事件の承認について、安芸高田市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本件は、消防職の給料表の水準について、消防長の給料表の使用級を8級から7級へ、消防次長及び消防署長の使用級を7級から6級にそれぞれ格付を変更したことに伴いまして、安芸高田市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する必要が生じたものでございます。

4月1日から実施することとしておりました、一般職の給与の減給措置に合わせるため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、条例の施行日を3月31日とする専決処分を行っております。

以上、よろしくご審議を賜りたいと思います。

○松浦議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

総務部長 新川文雄君。

○新川総務部長

それでは承認第1号、専決処分した事件の承認につきまして、専決処分の内容でございますけれども、安芸高田市職員の給与の特例に関する

る条例の一部を改正する条例でございます。

専決処分年月日につきましては、平成19年の3月31日でございます。

お手元の方に配布をさせていただきとります、承認第1号に伴います専決処分承認事件の説明資料に基づきまして、ご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、1ページをご覧をいただきたいと思います。特例に関する条例につきまして、新旧表の別表第1、別表第2に定めておりますけれども、本件につきましては消防職給料表の水準、また行政組織の事務等の整合性をとりながら、消防長の給料表の使用級を8級から7級に是正をするものでございます。新旧級の行政職の給料表につきましては、その職務の級が7級である職員ということで、これは変更はございませんけれども、消防職の給料表のその級で職務の級が8級である、これは消防長の職級に値するものでございます。新たにその職務の級を7級または8級である職員ということに定めるものでございます。今回の変更につきましては、8級を7級に定めるものでございます。または8級である職員ということで、ここに掲げておりますけれども、まだこれは給料表等もございまして、それに該当する職員はございませんけれども、こういう表の中で定めをさせていただいております。

次に別表第2第1条関係でございますが、このことにつきましては、消防次長また消防署長の使用級を7級から6級に、それぞれ格付を変更いたすものでございます。行政職の給料表につきましては、その職の6級である職員は、課長相当職でございます。消防職の給料表につきましては、6級または7級である職員ということでもありますけれども、6級を課長職また7級を次長職ということもございますけれども、新たに消防職の給料表でその職務の級が6級である職員ということで、課長同等職の6級に変更をいたすものでございます。参考資料といたしまして、2ページの方に掲げておりますけれども、このことにつきましては、消防長の職務の級を8級から7級にしたために、行政職給料表の部長級と同じ減額率となるという表で表させていただいております。改正前につきましては、消防長の8級の職員ということでもありますけれども、7級の職に値するようになります。また5%につきましては、6級7級の職員であることにつきましては、これ課長次長級でございますが、6級の課長の職員で管理職手当を支給されているものということで、表現させていただいております。4%につきましては、管理職、得てない職員で主幹対応でございます。3%につきましては変更はございません。3・4・5級の職員1%につきましては、1また2級の職員でございます。この減額の期間につきましても、同様の平成19年の4月1日から平成20年の3月31日までの、適用する特例条例のこのたびの一部改正する条例の案でございます。

以上で専決処分した事件の承認についての要点の説明を終わります。

○松 浦 議 長 以上で説明を終わります。
これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。

○熊 高 議 員 議長。

○松 浦 議 長 10番 熊高昌三君。

○熊 高 議 員 これも3月の議会の流れの中でということでしょうけど、具体的に金額としてですね、この関係でどのくらいのものが上がってくるのか、お知らせ願いたいというふうに思います。

○松 浦 議 長 答弁を求めます。
暫時休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午前 10時25分 休憩

午前 10時40分 再開

~~~~~○~~~~~

○松 浦 議 長 それでは時間が参りましたので、休憩を閉じて会議を再開いたします。

ただいまの10番 熊高議員の質問に答弁を求めます。
総務部長 新川文雄君。

○新川総務部長 はい。資料不足で大変申しわけなく思っております。
ご説明をさせていただきます。

このたびの給与の改正等に伴います、カットにつきましては消防長の影響度合いの数字が出るというように考えております。新たに一昨年3月末日を持ちまして、次長級でありました職員が退職をし、このたび次長級を新たにつくっておりますけども、課長という職の給料表を定めております。そういう関係で格付等につきましても変更はございませんけども、消防長の格付をさせていただく関係で、全体的には消防長のこのたびの給料の減額等につきまして、121万3千円のこうした減額の削減額の効果を出させていただくというところでございます。

この一昨年来の人事院勧告によりまして、4.8%の給与勧告がなされておりましたけども、18年の4月1日にはこの9級の17号を、その消防長という職の中であつたわけでございますけども、これを8級に是正をさせていただいたところでございます。その当時、現給補償という人事院勧告もございまして、このたびの減額措置改正後の7%相当分につきまして、そうした給与カットの影響額を出させていただくというところでございます。

以上でございます。

○松 浦 議 長 以上で答弁を終わります。
ほかに質問ございませんか。

10番 熊高昌三君。

○熊 高 議 員 具体的な金額については、今説明がありわかりましたが、これは減

額の期間が20年3月31日ということですが、1年間ということですが、率と等級の減額率があって、等級の改正というのが合わせて出ているわけですね。これがなかなか理解がしがたいと言うんですが、何を目的にされとるかというのは、減額を目的でしょうけども、こういった状況の中で等級も含めてですね、こういった提案をされるという理由がちょっとよく理解できないんですが、もう少しこういう中身についてはですね、委員会あたりで十分な説明があるべきじゃないかなという気がして、今聞いておるんですけども、そこらのところをもう少し、この本会議場でわかればですね、お聞きしたいと思います。再度そういう質問をさせていただきます。

○松浦議長

ただいまの質問に答弁を求めます。

総務部長 新川文雄君。

○新川総務部長

このたびのこうした消防長の号級表と、行政職の7級表に合わせたということでございます。そうした行政のこのたびの合併をさせていただいて、4年目のスタートということでございますけども、やはり消防職の給与の額と一般行政内部であります、部長相当職の給与の額というものを調整をさせていただいたのが、一つの狙いであったというように考えております。実質的には先ほど言いましたように、一昨年的人事院勧告で金額的には9級の17号でございました。49万3,100円という数字の号級になるわけでございますが、現給補償ということの人事院がございまして、その後8級の2号に値をしますと、48万3,400円になるわけでございますけども、49万3,100円に対してのこのたびの6%の削減額をさせていただいております。当然まだ各部の部長職と消防長というのは、給与額の表面では合わせておりますけども、人事院勧告によります現給補償という項目がございまして、その当時の18年の現給補償額に対して、6%という減額の削減の率をかけさせていただいておるという状況でございます。

以上でございます。

○松浦議長

答弁を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

1番 明木一悦君。

○明木議員

今の号級問題なんですけど、前回の3月定例会においてはですね、組織機構改革のところいろいろとこれについては議論され、3月でそれが無理という判断をされまして、それは委員会また議会をとおしてですね、そういうことになったわけですね。それを今回の号級変更というのがですね、やはり組織変更改革にもですね、一部かかわってきているところじゃないかなというふうに思われるんですけど、この件については、なぜそういうとらわれ方をせずにですね、専決で決められたのか、全く議会の方にはこういう情報もなかったと思いますし、委員会についても触れなかったと思います。通常であればですねこういうことについては、例えば全員協なり委員会をとおしてやられるん

が、今までの慣例じゃないかなというふうに思われるんですが、そのあたりがちょっと不明確なんで、もう一度説明をしていただければと思うんですけど。

○松浦議長 ただいまの質問に答弁を求めます。

総務部長 新川文雄君。

○新川総務部長 ご承知いただいておりますように、このこうした人件費の削減ということ等の踏まえた形の中で、人事院勧告制度の内容等を踏まえた形の中で、行財政改革の推進の実施計画の中にこの項目を挙げさせていただいております。そういうことにつきましても、18年度17年度また18年度の人事院勧告に伴います、給与構造改正の中でですね、組織機構の関係につきましては確かにご指摘いただきますように、新たな形の中で定例会の方で出させていただいておりますけども、給与関係につきましては、17年または18年度のこうした給与構造の改革を実施されております。そういう考えの中で、このたびの給与水準というものを部長職相当職ということで調整をさせていただいたということがございますので、ご理解をいただきたいというように思っております。

○松浦議長 1番 明木一悦君。

○明木議員 今です私私の質問は、なぜ事前に全員協なりですね、委員会なりで説明をされなかったのかなということを知っているわけで、先ほどの答弁はですね、先ほど聞いた内容と全く一緒だと思うんですけど。同僚議員がされた質問に対しての答弁じゃないかなというふうにとられるんですけど、もう一度お尋ねします。

なぜ全員協なり委員会ですこれを事前に説明されずに、専決をされたのかをお伺いいたします。

○松浦議長 ただいまの答弁を求めます。

総務部長 新川文雄君。

○新川総務部長 こうした改革の一環の中で、実施をさせていただいたということも事実でございます。職員の給与の支給に関する問題点でございますので、当然早期のこうした専決条文を適用させていただいて、4月1日の適用という条文を掲げさせていただいております。給与等の職員に支払うという関係もでございますので、大変そうした全員協等も協議を重ねさせていただいておりませんけども、そういう状況の中で緊急的な形の中で、この専決処分というものをさせていただいたという状況でございますので、ご理解をいただきたいというように考えております。

○松浦議長 以上で答弁を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

15番 入本和男君。

○入本議員 本来職員の給与の関係、特例という問題がここで出たわけですけど、以前にも消防職員の問題は合併当時から問題があったわけですけど、生命と財産を危険を冒して一般職員でありながら、現場に出ることも

あると、現在少ない職員で対応しておると、そういう中で我々はその追求をやめた過去の原因があると思います。それで本来その3月31日付のこの専決処分という年月日にしても、また特例に関してです、定例会がある時期にですね、既にこういう内容が決まっています、4月1日というものを今月出されているのは、非常にその我々の追求に説明に対してですね、非常に不信感を抱くという、十分な消防職員がいない中で、あれやこれやを対応して頑張ると、その中でその消防職員はそういう待遇になつると、いう中でこういう今日にどさくさに紛れて、言い方は失礼ですけど、予算審査する中にも出てなくてですね、今補正で出るんだと思いますけど、そういう安易な考え方がどうも私は理解できないわけでございますけど、専決にされたこと事態が非常に不快感を与える。議会で審議した事項をですね、こういった形が出るということ事態が理解できないんですが、そのあたりも具体的に今職員が十分足りとるんでしょうか。現場があつてもうそういう現場職員じゃなくてもそういう問題がなくなったか、そのあたりでこういう経過になったんなら、私は理解できるんですけど、本来なら消防長の方に聞きたいんですけど、総務部長がこう仕切られたんだと思いますが、そのあたりはどのようなお考えでしょうか。

○松浦議長

ただいまの質問に答弁を求めます。

総務部長 新川文雄君

○新川総務部長

確かにご指摘いただきますように、現在の消防職の55名、また北部分駐所のそうした非常勤体制というのの充実ということで、課題を抱えながらですね、実施をさせていただいておるといのは状況にないというように思っております。ただ職員の補充等につきましては、一般職も同様、そうした合併来ですね、不補充という状況を取らせていただいております。ただし一昨年につきましては、4月1日を目途に職員の消防職につきましては、採用の枠を定めさせていただいております。これまでに時間を要した関係等につきましては、類似団体なりまた近隣の市町村のそうした消防の対応、給与体系のあり方というものについても調査をさせていただいたところでございます。そういう状況の中を踏まえさせていただいて、そうした今回の是正措置というものを取らせていただいたというように考えております。

当然今日のこうした行財政改革の中にあるべき姿というものは、やはりある程度の幹部職員等の意識のとり方ではなかろうかというように思っております。課長職等につきましては、同等の変更等もございませんけども、ある程度のこうした管理責任・管理監督という形の中で、こういう措置をご時勢の中でとらせていただいたというのが事実でございます。確かに3月の定例ということもございまして、いろいろ各階層等の協議を重ねさせていただいた結果、こうした状況の中で専決処分を取らせていただいたという状況でございますので、どうかご理解のほどいただきたいと思っております。

○松浦議長 以上で答弁を終わります。

15番 入本和男君。

○入本議員 専決というものをもう少し理解していただいでですね、ここで質問があるようなことをですね、専決されるということは私は非常にいかなものかというように思うんですよ。本来なら説明があつて、異議なしで終わるのが本来の専決ではなかろうかと思うんです。機構改革と言えば非常に聞こえがいいわけですが、我々も機構改革の中でも要るものは要る、要らないものは削除するという、大前提にやってきているわけでございまして、それをあたかも特例という、機構改革という非常に聞こえのいい言葉で処理されるということはですね、我々チェックする側とすればどこを信じて、どこを審議すればいいんかと、非常に答弁を信じながら議会審議を進めとるわけでございますけども、今回についてこれを今のようにこの場で否決して云々とか、可決して我々は給与関係に関しては職員の意識高揚という形で維持をしてきました。また今回の分につきましては、消防というものは先ほど申しましたように、少ない人員で生命財産を守っておられるんだという形で認めてきた、その中で軽く専決という定例会後に交付される。専決に関するもう少し位置づけをですね、どのように考えておられるのか、こういう形のものが本当に専決だと思われておるのかどうか、再度伺いたします。

○松浦議長 ただいまの質問に答弁を求めます。

総務部長 新川文雄君。

○新川総務部長 確かにご指摘いただきますように、専決処分書のあり方ということにつきましても、十分理由づけ等につきましても、我々としてもご理解をさせたいところでございます。ただ、いろいろこの間の協議の中で、当然現課の方とも協議を重ねさせていただきました。各議員の皆さん方の方に提案をさせていただく時期というのを、非常にそうしたタイミング的なところがなかったのも事実でございます。

今後につきましては、こうした関係等につきましても、十分執行部の方も我々も時間をとらせていただきながら、議員の皆さん方の方に提案をさせていただくという、ある程度の考え方につきましても、是正をさせていただきたいというように考えておりますので、どうかよろしく伺いたします。

○松浦議長 答弁を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

12番 青原敏治君。

○青原議員 重複するかもわからんのですが、やはり単純に考えると消防職というのは先ほどもありましたように、市民の生命財産を守る、危険職手当てじゃないですけど、一般職よりは1級上だというふうに私も認識しとったわけなんですけど、これがずっとこのまま財政が回復することなく続くのであれば、いかなかなというふうな思いがするんですけど、

近隣の市町村の方も調べられたということなので、そういう資料がありましたら出していただきたいというふうに思います。

今の号級外というのを再度説明をいただければ、これが未来永劫続くんかどうかいうのもあわせてお伺いいたします。

○松浦議長

答弁を求めます。

総務部長 新川文雄君。

○新川総務部長

こうした給料表の額等につきましては、ただ行政職の給料表を使っておるという状況ではないわけですね。これは消防職の場合は、公安職の給料表を使っております。こうした状況の中では当然、先ほどご指摘いただきますように消防職である任務の重要性というものは、そうした公安職の給与額に応じて、補償されておるといように考えております。

行政職と公安職は、本市の場合でも別個な給料表を定めさせていただいております。ただ他市の場合では、行政職の給料表と同じく同額にした給料表で、そうした消防業務を実施されておるとい状況もございますし、またそれに近い行政職等の給料表に近いという状況の給与を定めたという状況もございます。どちらにいたしましても今日までこうした一部事務組合等である程度の経過等もございますし、このたび合併をしたという形の中のある程度の考え方と同時に、このたびのこうした措置を取らせていただきましたのも、当然6%のカットの率に該当しないという状況のことも出てくるということもございます。そうした状況でございますので、このたび給料表の是正をさせていただいて号級の格付を是正をさせていただいて、今まで給与の額は現給補償ということで定めをさせていただいております。その現給補償まで減額ということは、このたびの6%はさせていただいておりますけれども、人事院勧告に基づきまして、消防長の現給補償でありますので、17年人勧前の給与額というものは補償をさせていただいております。号級の8級を7級ということに定めさせていただいておりますけれども、あくまでも現給補償というのは、させていただくとということについての、ご理解をいただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

12番 青原敏治君。

○青原議員

今説明をいただいたんですが、やはり市民の安心安全を願うものとしましては、やはり消防の力というのは、かなり大なるものがあるんじゃないかというふうに思います。そこでそういうふうな減給をされたら、号級外というようなことがもし市民の方で、そういう我々はじゃあどうなるんかと、というような思いをされた方がおられましたらね、どういうふうになるんかと、そこらあたりの考え方をね、市長さんでもいいですからお答えをいただきたいと思います。

○松浦議長

ただいまの質問に答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

基本的には現在一般職は、職員の減ということを実施をしておりますが、消防職については、一般職の職員減という適用はしないと、こういうことで今までやってきております。したがって人員は現員を保障するということでございます。したがって本年も補充をしてきて、減員の補充をしてきております。まだ実質的にはもう2、3人また減員があるわけでございますが、それも予定どおりやっていると、こういうことで今一般職と消防職については、我々は消防の任務の重要性ということを考えて減員しないと、こういうことで今やってきております。しかし実際には、この間もちょっと消防長とも話をしたんですが、一人ぐらいいはあれでも減員をお願いせにゃあいけんかもわからんが、そこらは実態を見ながらですね、今約50人おると思いますが、消防が確保できるように努力をしていくということでございます。

また消防職員について一般は先ほど申し上げましたように、この公安職というその位置づけをしておりますので、一般職よりかランクは何ほか高いと、こういうこともあるわけでございますので、そこは合併のときにもいろいろこの問題はあったわけでございます。しかし現在はそういうことで今やってきておる、こういうことでございますが、近隣の市では、やはり一般職と同じようなランクづけもしたところもあるわけでございますが、現在のところは公安職を使っておると、こういうことでございます。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

皆さんにお諮りします。

ただいま青原議員から資料提出の要求がありました。これを求めることに異議はありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長

異議なしということですので、資料の提出を求めます。

ほかに質疑ありませんか。

10番 熊高昌三君。

○熊高議員

いろいろ同僚議員からも質問があつて、かなりのものが理解をできる部分もあるんですが、消防という視点でですね、その1点は考える部分が当然あつて議論も今しておるんですけども、それと行政改革、行財政改革の視点でという、この2点がいろいろ絡まった議論にどうしてもこの消防関係はなるんですね。そういった観点からすると、もう少しいろんなその全体の資料が出た上でですね。深く議論する部分がやはり必要じゃないかなという気がするんですね。だから先ほど言いましたように委員会等で十分説明をして、そのこれまでの経緯も含めてですね、再度確認をした上でいろんな深い議論をして、それぞれの考えを確認していくと、こういう手順が必要じゃないかなという気がするんですね。

で、消防といえは既に広域合併に向けて今年度から県も計画をつく

っていき、その方向が出る年ですよ。そういった視点で今後消防というものを、安芸高田市はどうするんかというような議論も必要になってくるような状況もあるんですね。そういった状況の中で、現在の職員の体制というのが、本当に広島と例えば合併というような状況が出てきたときに、今の状況をこのままの状況で合併できるのかどうか、そういったことも議論になってくるわけですね。だからかなり深い議論が必要なこれは案件なわけですね。さらには今の人事院勧告に基づいてという、総務部長はいろいろ何度も話をされますが、人事院勧告に基づいてやるんならば、人事院勧告に基づいてきちっと職務を全うすればいいというのが、3月の議会のときの私の職員のその給与削減に対する反対討論の一部の中身でありますね。そういった観点もありますし、青原議員から類似団体の資料提供ということでしたが、先ほど総務部長、類似団体のその状況を見てこういった判断をしたんだということですが、確かに給料表は一般職と同じようにして、三次あたりはそういうふうにしとるんですかね。そうなるような状況ですが、その給与体系だけじゃなしに、じゃあ職員の数というのと同じようになっているのかどうかというのが、かなり比較をしたときにどうなんかなという感じがするんですね。かなり安芸高田市の消防の場合は、職員体制というのはかなり絞って頑張ってきた経緯が、先ほど入本議員からもあったようにあるんですね。そういった総合的な観点から見るべきこれは中身なんですね。ですから具体的に質問というのは、その類似団体の給与体系と職員の数というのは、平行して同じように比較できるような状況にあるのかないのか。これがまず1点ですね。

2点目は人事院勧告というふうに言われますけども、人事院勧告というものに合わせていくということになれば、本当に削減というのが必要なのかどうかということですね、これは3月の議会に戻るような話になりますけども。それをもう1点確認したいということ。

さらには3点目は、広域合併も視野に入れたそういう議論をされた結果、こういう号級の問題も含めて、人員体制の問題も含めて検討されてきておるのかどうか、この3点を再度お聞きします。

○松浦議長

ただいまの質問に答弁を求めます。

総務部長 新川文雄君。

○新川総務部長

こうした職員対応等の関係であろうかと思いますが、ご指摘いただきますように類似団体等につきましても、それぞれのそうした団体では分駐所を持ちながら、努力をされておるというのも実態も見ておるといような状況でございます。今日の財政ではそうしたやはり個々の対応の中で、改革に向けたアイデア等の必要性も出てくるのではないかなというように思っております。幸いにしてそうした状況につきましても、安芸高田市のそうした消防本部体制、消防署の体制につきましてもはですね、長年の経過でありますけども、そうした改革の

中で進んでいただいておりますという状況にあるのではなかろうかと思っております。

それと人事院勧告が出されたということの内容でございますけれども、私の方のそうした説明不足等もございますけれども、当然人事院勧告というのが昨年度、一昨年度出されておりますけれども4.8%の減額措置をされておりますけれども、国は4.7を下げた給料表自体を全部変えておるといってございまして、当然その条文1項の中には、その現在人事院勧告前に支給されておる給与の額につきましては、現給補償をする制度がございます。その制度を利用して、その職務に対応した号級の職員の不利のないような方法を、このたび取らせていただくとるのが現状でございます。

それと確かに広域合併に向けた現在そうした消防等の動きもされておると、ということも聞かせていただいております。これはまだ具体的な状況等にもございませぬけれども、今後のこうした大きな広域消防のですね、合併ということがですね、出てくるというように考えております。そういう状況につきましては、市としてのそうした消防体制がどういふようであるかというのは、今後の大きな課題ではあるのではなかろうかというように認識をいたしております。

以上でございます。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

ここで休憩いたします。

11時25分まで、休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時12分 休憩

午前 11時25分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長

休憩を閉じて会議を再開いたします。

ただいまの熊高議員の質疑に、答弁漏れがあったということで、総務部長の答弁を求めます。

新川文雄君。

○新川総務部長

質疑3点の中で私の方から概要等のご説明をさせていただきましたが、もう少し細部にわたりまして消防長の方から3点につきまして、ご説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

消防長 竹川信明君。

○竹川消防長

3点につきまして、消防の私の方からご説明をさせていただきます。順が不同になると思っておりますけれども、お許しをいただきたいと思います。

人員的な状況でございますけれども、現在消防吏員が50名、その他の職員が2名の定数52でございます。現人員49ということで消防

吏員が3名の欠ということで、実員がそうっております。

採用につきましては、前年採用を欠員補充でさせていただきましたけども、3名の採用をみたところですが1名が辞退をし、2名の採用で現在消防学校に入っております。

今年度につきましては、先ほど市長が申されたように欠員補充という形の中で、将来を展望しながら細部の人員等の協議を進める予定で進めております。採用については決定をしていただいておりますのでございます。

それから給料表につきましては、先ほど来ございましたけども消防の我々を含めて、いろんな角度での協議をいたし、人勸あるいは総務部長が申しておりましたように、整合性を図るといふ等の意味での給与の級の格付等々を精査いたし、このように協議を済ませたところであります。

次に広域合併の関係でございますけども、広域合併につきましては法律が制定されたということで、新聞等にも出ておりましたけども、今年度が全国もちろん広島県もそうですが、県が大きな枠組みを示すということで、今年度作業に入るといふようでございますが、まだ具体的な動きとしてはございません。したがって私どもも今年度のこういう状況を見ながら、市当局今後の消防体制をどういふように考えていくんかということの中で、広域合併の協議をさせていただき予定で進めていきたいと、このように考えておるところでございます。

基本的には従前、市町村の合併前に広域合併の話が消防で出ておりました。それを踏襲をしたいといふような考えのようでございます。

以上、状況説明あるいは現状説明にさせていただきます。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○松浦議長

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は委員会への付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔異議あり〕

○松浦議長

暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午前 11時29分 休憩

午前 11時32分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長

お諮りいたします。

本件は委員会の付託を省略することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

よって、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔討論なし〕

○松浦議長 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより承認第1号、専決処分した事件の承認について、安芸高田市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第9 承認第2号 専決処分した事件の承認について【平成18年度安芸高田市一般会計補正予算（第8号）】

○松浦議長 日程第9、承認第2号、専決処分した事件の承認について、平成18年度安芸高田市一般会計補正予算（第8号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長 承認第2号でございます。専決処分した事件の承認についてでございます。平成18年度安芸高田市一般会計補正予算（第8号）。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額に変更はなく、歳入予算の組み替えをいたしたものでございます。

歳入につきましては、地方譲与税58万5千円、配当割交付金259万1千円、株式等譲渡所得割交付金347万8千円、地方消費税交付金980万2千円、自動車取得税交付金235万6千円、地方交付税2,118万7千円、交通安全対策特別交付金2万6千円をそれぞれ追加し、利子割交付金43万4千円、ゴルフ場利用税交付金143万5千円、繰入金25万6千円、市債3,790万円をそれぞれ減額するものでございます。

次に、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる事業として、2事業、2,269万1千円の繰越明許費の追加及び変更をするものでございます。

また、地方債の補正につきましては、その借入限度額を、35億9,920万円と定めるものでございます。

よろしく審議を賜りたいと思います。

○松浦議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

総務部長 新川文雄君。

○新川総務部長 それでは承認第2号の要点の専決処分した事件の承認について要点

のご説明をいたします。

まず今回の補正につきましては、地方譲与税また交付金、交付税等の額及び起債の枠配分が3月末に確定いたしましたことから、専決処分により予算補正したものでございます。

まず予算書に基づきましてご説明をいたします。8ページをお開きいただきたいと思っております。歳入でございますが、2款の地方譲与税、1項の所得譲与税は4千円の増額で、補正後の予算額を2億4,796万4千円とするものでございます。

次に2項の自動車重量譲与税は164万8千円の増額で、補正後の予算額を2億2万3千円とするものでございます。3項の地方道路譲与税は106万7千円の減額で、補正後の予算額を6,883万3千円とするものでございます。

9ページをお願いいたします。3款の利子割交付金でございますが43万4千円の減額で、補正後の数値につきましては1,214万2千円でございます。

4款の配当割交付金につきましては259万1千円の増額で、補正後の予算額を1,200万1千円とするものでございます。

5款の株式等譲渡所得割交付金につきましては347万8千円の増額で、補正後の予算額を946万9千円とするものでございます。

10ページをお開きいただきたいと思っております。6款の地方消費税交付金でございますが980万2千円の増額で、補正後の予算額につきましては3億2,821万5千円でございます。

7款のゴルフ場利用税交付金は143万5千円の減額で、補正後の予算額を3,373万7千円とするものでございます。

8款の自動車取得税交付金235万6千円の増額で、補正後の予算額は1億5,888万6千円でございます。

11ページをお願いいたします。10款の地方交付税は特別交付税の確定によるもので、2,118万7千円を増額し、補正後の地方交付税の予算総額は91億2,086万9千円でございます。

11款の交通安全対策特別交付金は、2万6千円の増額で、補正後の予算額を736万7千円とするものでございます。

18款の繰入金、3項の基金繰入金は、財政調整基金繰入金を25万6千円減額するものでございます。

12ページをお願いいたします。21款の市債につきましては起債の枠配分の確定に伴うものでございまして、1目の総務債は270万円、4目の農林水産業債を80万円、5目の土木債を3,470万円、6目の消防債を520万円、7目の教育債を60万円、それぞれ減額いたしまして、11目の災害復旧債を610万円増額するものでございます。

続きまして13ページの歳出でございます。歳出につきましては、補正の増減はなく、いずれも起債額の枠配分の確定に伴いまして、財

源の組み替えをそれぞれ行うものでございます。

2 款の総務費、1 項の総務管理費につきましては、無線アクセス整備事業の美土里町旧跡地整備事業、及び、第2庁舎・総合文化施設整備事業に係る財源組替をいたしたものでございます。

続きまして6 款の農林水産事業費でございますが、1 項の農業費は、県営事業負担金に係る財源の組み替えを行うものでございます。

1 4 ページをお願いいたします。8 款の土木費、2 項の道路橋梁費につきましては、道路整備事業に係ります財源の組み替えでございます。

5 項の住宅費は、住宅整備事業に係ります財源の組み替えを行っております。

9 款の消防費、1 項の消防費は、分駐所事業に係る財源の組み替えでございます。

1 5 ページをお願いいたします。1 0 款の教育費、6 項の保健体育費、給食センター配送車整備に係ります財源の組み替えを行っております。

1 1 款の災害復旧費、2 項の土木施設災害復旧費は、現年災害復旧事業に係ります財源の組み替えを行っております。

次に4 ページに戻っていただきたいと思っております。繰越明許費の補正でございます。追加及び変更をさせていただいております。

国庫補助事業によります市場宮ノ城線道路改良事業の繰越額を、1, 4 5 1 万 1 千円に変更いたしまして、県営事業の繰越に伴います、県委託急傾斜地崩壊対策事業・八千代町下土師地区の災害関連緊急傾斜地崩壊対策事業県負担金を8 1 8 万円、翌年度に繰り越すものでございます。

続きまして5 ページをお開きください。

地方債の補正でございますが、起債の最終枠配分の決定によりまして、総務事業債を2 7 0 万円減額、また減額いたしまして1 4 億 2 0 7 0 万円に、農林水産事業債を8 0 万円減額し、1 億 3, 8 0 0 万円に、土木事業債を3, 4 7 0 万円減額し、3 億 1, 8 5 0 万円に、消防事業債を5 2 0 万円減額し、1 億 6, 3 6 0 万円に、教育事業債を6 0 万円減額し、1, 3 0 0 万円に、災害復旧事業債を6 1 0 万円増額いたしまして、2 億 5, 8 1 0 万円といたしまして、平成1 8 年度での地方債の借入限度額を3 5 億 9, 9 2 0 万円と定めるものでございます。

以上で要点の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○松 浦 議 長

以上で要点説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

○入 本 議 員

議長。

○松 浦 議 長

1 5 番 入本和男君。

- 入本議員 10ページですね、ゴルフ利用税がこの時期になぜ減額する理由を具体的に伺いたいと思います。
- 松浦議長 ただいまの質疑に答弁を求めます。  
総務部長 新川文雄君。
- 新川総務部長 ゴルフ場利用税交付金につきましては、県が導入いたしましたゴルフ利用税の10分の7相当分をゴルフ所在市町村の方に交付されたものでございます。今回県の方もこうしたゴルフ利用税の総額的な調整をさせていただいて、本市の方にこうした減額措置をいただいたものでございます。  
以上でございます。
- 松浦議長 15番 入本和男君。
- 入本議員 本来なら本市においてですね、このたび9月に大きな大会があるのにこういう減額というのは、行政としても、たばこ税よりかこちらの方が私は愛煙家として言うのもおかしげな話なんです、こちらの方のウエイトが高いんではなかろうかと思うんですよね。高い方が好ましいと、そういう中でですね、やはり一般質問等にも出とりましたけど、観光とかですね、その中でもやっぱり取り込むという行政の姿勢が現れてないこの数字ではないかなと、安易に組んであわやこの時期にですね、こういう減額をされるというのが非常に不可解な感じがするんですけど、やっぱりある施設を利用することによって、増税というのも一つの施策ではなかろうかと思うわけなんです、その点と、それから財源組替と言われるのはわかるんですが、財源をなぜこのように組み替えられたか、その組み替えられた理由を説明をお願いしたいと思います。
- 松浦議長 ただいまの質問に答弁を求めます。  
総務部長 新川文雄君。
- 新川総務部長 確かに本市の中におきましても、ゴルフ場の場所につきましては2カ所ございます。そういうような観点から今回等も女子オープンという大きな大会等がございまして、そうした大会をですね、契機とさせていただいて、安芸高田市のある程度のブランドの高さというものが満たされるのではなかろうかというように思っております。先ほどのご指摘のことにつきましては、総合的ないろんな計画立案の中でですね、それぞれがそうした思いの中で大会実施等というのが考えでは一番いいのではなかろうかというふうに考えとります。それと今回の財源につきましては、主なものにつきましては、起債の内容であろうかと思っております。ご承知いただきますように3月補正におきましても、事業費の方につきましても今回は災害等の非常に査定段階等もありまして、全体事業費を固めるということが非常になかなか難しいという状況もございました。そういう観点の中からこのたび最終の調整をさせていただいたところでございます。それと今回の予算措置といたしまして、対象事業を本債のほかに調整債と言いましょか、財源対策

債、交付税措置をですね、ある程度50%から80%ぐらい措置していただくものを計上いたしておりますが、政府資金でございます一般公共事業債がやはり3月末の確定によるということで、こうした時期の中でさせていただいたということでございます。18年度からこの起債の申請から許可制に、許可制からですね協議制に変わってきております。これは市のそうした借入金の主体制という観点からそういう協議制に変わりますますので、例年年度末の2月に行われておりました、本債のどう言いますか、最終調整の起債のヒアリングというものが廃止をされました。そういうことで今回このように財源の振り替えをですね、させていただいたところでございます。起債の先ほどご説明をさせていただきましたけども、今回のこうした起債の借入限度額等につきましても、35億9,920万円という多額の今年度中の起債の申し込みをさせていただいております。当然交付税措置されます有利性の観点からですね、こうした起債の発行もさせていただいておりますので、その点ご理解をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○松浦議長

答弁を終わります。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

○松浦議長

質疑はないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

本件は委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長

ご異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔討論なし〕

○松浦議長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより承認第2号、専決処分した事件の承認について、平成18年度安芸高田市一般会計補正予算（第8号）の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第10 承認第3号 専決処分した事件の承認について

【安芸高田市税条例の一部を改正する条例】

- 松浦議長 日程第10、承認第3号、専決処分した事件の承認について、安芸高田市税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。
提出者から提案理由の説明を求めます。
市長 児玉更太郎君。
- 児玉市長 承認第3号、専決処分した事件の承認について、安芸高田市税条例の一部を改正する条例でございます。
本件は、国において地方税法等の一部が改正され、本年4月1日に施行されたことに伴い、平成19年3月31日をもって安芸高田市税条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をしたものでございます。
よろしくご審議を賜りたいと思います。
- 松浦議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
この際、担当部長から要点の説明を求めます。
市民部長 平下和夫君。
- 平下市民部長 それでは承認第3号の改正の要点をご説明申し上げます。
案についております説明資料に基づいてご説明を申し上げます。
このたびの改正は特例措置の期間の延長や法改正による文言整理が多くて、市民の納税に大きく影響するものはございません。
それでは第1ページ、資料の1ページ目からご説明申し上げます。
第23条第1項の改正ですけれども、これは法人税の法人税割額の課税対象を追加する改正で、特定目的信託の引き受けを行う個人が新たに対象となりました。
次に第23条第2項、3項第31条、附則第17条の2、附則第19条の2は法改正による文言整理等であります。附則第19条の3、附則第20条、附則第20条の4は特例措置の期間の延長であります。
それから2ページ目、附則第20条の5は条約相手国の居住者が、その国の社会保障制度へ支払った保険料を、その年の総所得金額から控除する制度を新たに設けたものであります。
次に固定資産税関係であります。附則第10条の2第4項第5項は、法改正による文言整理であります。附則第10条の2第6項は、住宅のバリアフリー改修を行った場合に、翌年度の固定資産税を3分の1に減額する制度が設けられました。これに基づいてその申告手続きについて、新たに設けられたものでございます。制度の内容につきましては、説明資料に記載してありますとおりでありますので、ご一読を願いたいと思います。
附則第11条の3は、複合利用鉄軌道用地の評価方法について新たに規定が設けられたものであります。本市には該当するものはありませんが、鉄道の上に要するに軌道の上にビルが建っているもの、または建物が建っているもの等の評価でございます。
3ページをお願いいたします。特別土地保有税関係でございますけれども、法改正による文言整理であります。本市におきましては該当が

ございません。

次にたばこ税の関係ですけれども、昨年改正したたばこ税の税率は附則第16条の2に規定をしておりましたけれども、今回附則を廃止し、第95条の本則に移行したものでございます。なお、施行期日は附則第17条の2を除き平成19年4月1日であります。なお、附則第17条の2は平成20年4月1日でございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○松浦議長

これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○松浦議長

質疑ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

本件は委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長

異議なしと認め、委員会の付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔討論なし〕

○松浦議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより承認第3号、専決処分した事件の承認について、安芸高田市税条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

この際、13時まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時58分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長

それでは時間が参りましたので、休憩を閉じて会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第11 承認第4号 専決処分した事件の承認について

【安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例】

○松浦議長

日程第11、承認第4号、専決処分した事件の承認について、安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を議題といたし

ます。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

承認第4号、議案名が専決処分した事件の承認について、安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

本件は、国において国民健康保険法の一部が改正され、本年4月1日に施行されたことに伴い、平成19年3月31日をもって安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をしたものでございます。

よろしく審議をいただきたいと思っております。

○松浦議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

市民部長 平下和夫君。

○平下市民部長

それでは承認第4号の国保税条例の改正について、ご説明申し上げます。添付しております説明資料に基づいてご説明申し上げます。説明資料の裏面をご覧ください。

これは基礎課税額いわゆる医療分の課税限度額の改正であります。改正前が53万円、これを56万円に改正するものでございます。なお、施行期日は平成19年4月1日となっております。

上段の第2条第2項につきましては、所得の多い方の減額それから13条第1項につきましては、家族の構成員の多い場合の減額といったものの規定でございます。

よろしくご審議のほどお願いします。

○松浦議長

以上で要点説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○熊高議員

議長。

○松浦議長

10番 熊高昌三君。

○熊高議員

3万円の引き上げということですが、これによつての影響というのはどのように考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

○松浦議長

答弁を求めます。

市民部長 平下和夫君。

○平下市民部長

平成18年度におきましては、61世帯が該当しております。19年度はこれはあくまでまだ推測の段階でございますが、78世帯が該当するものと思われまふ。該当する世帯割の比率につきましては、大体1%程度あろうというふうに推定をいたしております。

以上です。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

ほかに質疑ございませんか。

11番 藤井昌之君。

○藤井議員

2、3お伺いしたいと思います。先月の5月の30日に国民健康保険運営協議会が行われまして、そこでも協議をされ、その答申が承諾されましてその答申を市長の方へされたわけでございます。私も実は国保運営審議会協議会の委員でございまして、議会からは公益ということで6名が協議会の委員になっております。今回この国民健康保険税の条例の一部改正ということで、引き上げになるわけですが、協議会等でもいろいろと国民健康保険の財源の説明もございました。基金も取り崩さなくてはいけない、しかし底をついておるといような状況でございまして、しかしその協議会そのものをみてみますと、議会から二人ほど質問があっただけで、他の委員からは何も質問がなかったと、委員の構成は医師会なり被保険者なりいろいろございまして、20名から構成されとりますけれども、こういった国民健康保険税の改正ということで、その協議会そのもの自体が質問がないということに対してどのように協議会を受け止めておられるか、いう点についてお伺いしたいと思います。

それからバブルが崩壊いたしまして、やっと景気が上向いてきたとこのように政府の方も言われておりますけれども、我々庶民の感覚としては、そういった景気がよくなったという実感というものはないわけです。さらにサラリーマン等においては給与等が下がるという状況でございますし、さらには定率減税等の廃止等によって税の負担がですね、まさしく大きくなっているわけでございます。そういった中で税の税条例の改正ということでございまして、基金も先ほど申し上げたように、底をついてるということでございまして、私は一般会計から足らずの部分は充当すればいいんじゃないかなというふうに思っております。充当することが果たして法的に可能であるかどうか、ということも合わせてお伺いしたいと思うわけでございます。

また3点目でございますけれども、先ほども申し上げましたように公益ということでこの議会から6名参加しとります。この後の議案の第54号だったと思うんですけども、ここへ国民健康保険税条例の改正ということで、文教厚生常任委員会へ付託ということでございまして、今申し上げましたようにこの議会から6名出とります、6名のうち4名が文教厚生常任委員会の委員なんですね。4名が7名のうち文教厚生常任委員会ですね、7名のうち4名が国保運営協議会の委員であってそれがこの後委員会へ付託されると、果たして公正公平なそういった審議ができるのかなという疑問が一つあるわけございまして、この件につきましては、以前議員からもいろいろの協議会審議会の委員に議会選出で、加わることは改めんといけんのんじゃないかという、各課からこういうご意見もありましたが、まだいまだ議会の中でもそういった議論もされていないわけでございますし、執行部としてもですね、そこらあたりのとらえ方、果たしてこういった体制がですね、本当に十分な国民健康保険加入者に対して、こういった審

議がきちっとできるのかどうかという部分についてお伺いしたいと思います。

また先ほども申しあげましたように、議会の中でも今までそういった提案がなされ、いまだに協議もされていないわけでごさいます、改めてですね、議会の方に対してもですね、この場で妥当であるか妥当でないのかという部分はあるかもわかりませんが、議長ないし事務局長の方へもですね、しっかりと審議をしていただきたいということを申し入れさせていただきたいと思います。こういったことが不適當であるということであれば、また後ほど撤回をさせていただきたいと思いますが、以上3点について執行部の方からのご意見を賜りたいと思います。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

市民部長 平下和夫君。

○平下市民部長

はい。大変答弁に難しいご質問だと思いますけども、協議会の運営、最初に言われました協議会の運営とそれから3番目に言われました、委員会の委員の選任といったことにつきましては、また福祉保健部長との方とも協議をしながらまた回答をしたいと思っておりますけども、2点目に言われました景気の回復感がない中で、国保の限度額が上がるといったことで、確かに納税者の皆さんにはご迷惑をおかけするといったことは承知しております。

それでこれにつきましては、54号の議案でも出ますけども、税率等の改正それはまた平等割、均等割についても福祉保健部の担当部署と、それから市民部の担当部署が幾度となく協議をした結果で、これはやむを得ないと基金も今まで3年間据え置いたという状況の中でこれも先を見越すと、例えば3段階の階段を上がるのにじゃあ2年ほど今の状態でいって基金を食いつぶして、3年目に一気に3段かけ上がるのかといった議論もございました。しかしながら、もう例えば長期的に10年20年いうことは考えられませんが、少なからず3年4年のスパンでものを考えますと、今上げていくのはやむを得ないという担当者の判断をいたしました。そうした中で、確かに景気の回復感も自分自身もそう思っておりますけども、所得も該当する家族の所得も伸びてはおりますけども、それほど特段の伸びではございません。しかしながら、ご指摘のように定率減税等の廃止等で収入の増はございませんけども、課税の対象となるものは増えてくるといった現象が出ておるのは、当然そういう感覚は持っております。それとしかしながら先ほどご指摘がありましたように、一般会計の方からじゃあすべてをくれるのかと言いますと、それについてもこれも将来的には行き詰るんではないかというふうに思っております。ですから大変納税者の皆さんには申しわけございませんけども、応分の負担というものをお願いをせざるを得ないというふうに思っております。またこれにつきましては、この限度額の上げるといっただけでなく、次に出てきま

す議案の中でもこういった議論はしっかりしていきたいというふうに思っております。

あと先ほど言いましたように、協議会の運営等につきましては廣政部長の方からお答えをさせていただきます。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

廣政福祉保健部長。

○廣政福祉保健部長

国保の国民健康保険の運営の協議会の件にご質問をいただいたと思っておりますけれども、ご承知のようにこの運営協議会につきましては、国民健康保険法に基づきまして、各市町ともこの運営協議会を設置すると、一つの義務付がございます。それに伴いまして本市におきましても、この安芸高田市健康保険条例というものを定めまして、これに基づきまして、先ほどご質問いただきましたように被保険者を代表する委員、また保険医また保険薬剤師を代表する委員6名、公益を代表する委員を6名、被用者保険等保険者を代表する委員として2名、大体20名の委員で構成をされております。この運営協議会の一つの目的はこの国保が、国民健康保険がいかに運営をしていくかと、いう一つの大きな協議をしていただくという協議会、基本的にはそういう形をこじつけておりますけれども、原則的には新年度の予算またそれに伴います再算定等のこの税の見方、また決算等のご報告を申し上げております。この当然そうした一つの法の中の一つの委員会でありますので、意見がないという一つの形でございますけれども、事務局としましては一応18年度の決算概要、また19年度以降の考え方というのはご説明をさせていただきました。また後のこの条例改正ともございますが、そういった時点で当然意見が活発にないということになりますれば、またその中での運営のあり方が私どもの運営のあり方が悪いのか、またその説明状態が悪いのか、その選出の仕方が悪いのか、そこらの方は今後の課題だとこのように考えております。2年に一度ということもありますので、そういった点も今後考えさせていただきます。公益を代表するという、大体合併前には大体議会の方から選出をしていただいとるのが、恒例であろうと思いましたので、そういった恒例に基づいた選出だとそういうように考えております。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

先ほど委員の方から議長と局長にも質問がございました。委員のあり方とか・・・これは議会の中で選出していただいて構成していただいておりますので、ただそのことが今ご指摘いただいたようなことで、不都合とかそういうことがあれば、これは皆さんにやっぱり諮らせていただかなきゃいけないことじゃないかと思います。これは一応今日そういう質疑が出たということ、受け止めておきたいというふうに思っております。

ほかに質疑はございませんか。

11番 藤井昌之君。

○藤井議員

議会からの委員の選任ということで申し上げときますが、別に質疑をしたわけではございません。申し入れということでこういったことは各議会からもそういう提案がなされとりながら、議会では協議をされずに今日まで来ているということでございますので、もう既に先ほども申し上げましたように、委員会付託この国民健康保険税条例の税率等による改正もいわゆる委員会付託されるわけですね、その中で委員会が7名の中で4名が、いわゆる国保運営協議会の委員になってる。そこで運営協議会の方へ諮問されて、議会から承認した場合ですね、これ本当にその常任委員会で付託された案件が公平正当に、我々は協議できるかどうかいうことを問うてるわけでございます、そこはやはり真摯に受け止めていただきたいということで、申し入れをさせていただいたわけでございます。

部長の方からもいろいろ説明がございました、一般会計から充当してはどうかということでございますが、これもいずれは行き詰るといってご答弁がございました。ということは、私は冒頭お伺いした法的にも触れないという解釈でいいのではなかろうかと思っております。基金が底をつく、安芸高田市も合併して4年目に入ったわけですがけれども、この基金も高齢化社会の中でいわゆる医療費が右肩上がり、基金が最終的には底をついてくるというのは、私はもう以前から見込まれたそういう試算ではないかと思うんですね。これは合併以前の問題でございましてけれども、この国民健康保険の基金がですね、いわゆる取り崩されている、合併前ではこの基金は市により集めようということでしてわけですが、そういった基金も取り崩されて、それが国保は加入者だけへの還元でなくして、一般市民にも還元されてるといって、こういった経緯もあるわけでございます、しからば私は先ほど申し上げたように一般会計から充当してですね、今この景気の悪いときにですね、国保税を改正するというのはいかがであるかということで、ご質問をさせていただいたわけでございます。改めてそこらあたりのご答弁をお願いしたいと思います。

○松浦議長

ただいまの質問に答弁を求めます。

市民部長 平下和夫君。

○平下市民部長

一般会計からの投入というご質問でございまして、今既に行っておりますのは、保険基盤安定でくれたのもございます。それをじゃあどこまで膨らましていくんかといったことになりまして、それは一般会計の方の財務当局と協議をしないと将来的にどうするかということについては、今検討をさせていただきたいというように思いますが、基本的にはやはり基金も19年では7千約5百万程度しか残らないといった状態になります。これをさらに20年度で繰越金がどの程度出るかはわかりませんが、約1億程度ぐらいしかなくなるのではなかろうかというふうに思っております。そうして20年度につきましてもそういった基金を投入して、どこまで押さえられるのか、または

その財源をどこに設けるかといったことについては、市民部だけではなくていろんな各部署の総務部、福祉保健部、そこらあたりと協議をして少しでも負担のない方法は検討いたしますけども、やむを得ず納税者の方にご無理をお願いするという事実が出てくるということは、間違いございませんのでこの点だけのご理解いただきたいと思いますというふうに思っております。

以上でございます。

○松 浦 議 長 以上で答弁を終わります。  
ほかに質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○松 浦 議 長 ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。

本件は委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕

○松 浦 議 長 異議なしと認め、委員会の付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。  
討論ありませんか。

〔討論なし〕

○松 浦 議 長 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。  
これより承認第4号、専決処分した事件の承認について、安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松 浦 議 長 起立多数であります。  
よって、本件は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第12 承認第5号 専決処分した事件の承認について

【平成19年度安芸高田市老人保健特別会計補正
予算（第1号）】

○松 浦 議 長 日程第12、承認第5号、専決処分した事件の承認について、平成19年度安芸高田市老人保健特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児 玉 市 長 承認第5号、専決処分した事件の承認について、平成19年度安芸高田市老人保健特別会計の補正予算（第1号）でございます。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、6,660万6千円を追加し、予算の総額を53億5,664万円とするものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金が5,750万5千円、県の支出金が910万1千円をそれぞれ追加するものでございます。

歳出につきましては、諸支出金5,097万2千円、前年度の繰上充用金1,563万4千円をそれぞれ追加するものでございます。

よろしく審議を賜りたいと思います。

○松浦議長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

福祉保健部長 廣政克行君。

○廣政福祉保健部長

承認第5号、平成19年度安芸高田市老人保健特別会計補正予算(第1号)につきまして、要点のご説明を申し上げます。

本案は平成18年度安芸高田市老人保健特別会計の当該年度におけます歳入に1,563万3,425円の不足が生じたため、地方自治法施行令第166条の2の規定によりまして、平成19年度老人保健特別会計の歳入を繰り上げてこれに充てるものでございます。

歳入でございますが、6ページからご説明をいたします。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目医療費負担金、2節過年度分の5,750万5千円でございますが、これにつきましては平成18年度分の医療費にかかります国庫負担金の清算分でございます。

次に3款県支出金、1項県負担金、1目医療費負担金、2節過年度分の910万1千円につきましても、平成18年度分の清算によります増額分でございます。

続いて歳出でございますが、7ページをお願いいたします。3款諸支出金、1項償還金、1目還付金、23節の償還金利子及び割引料の1,629万4千円につきましては、平成18年度分の医療費に対します社会保険診療報酬支払基金からの交付金の清算に伴う還付金でございます。

続いて同じく諸支出金の2項繰出金、1目一般会計繰出金、3,467万8千円は安芸高田市負担分として、平成18年度一般会計からの繰り出し金を清算いたしまして、超過分を一般会計へ還付するものでございます。

続いて5款前年度繰上充用金は1目前年度繰上充用金、22節補償補填及び賠償金の1,563万4千円につきましては、これをもって冒頭申し上げました前年度の歳入不足を清算するものでございます。

以上要点のご説明を終わります。

○松浦議長

これをもって、要点説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[質疑なし]

○松浦議長

質疑ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

本件は委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長 異議なしと認め、委員会の付託を省略いたします。
これより討論に入ります。
討論ありませんか。

〔討論なし〕

○松浦議長 討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。
これより承認第5号、専決処分した事件の承認について、平成19年度安芸高田市老人保健特別会計補正予算（第1号）の件を起立により採決いたします。
本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長 起立多数であります。
よって、本件は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第13 承認第6号 専決処分した事件の承認について

【平成18年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）】

○松浦議長 日程第13、承認第6号、専決処分した事件の承認について、平成18年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）の件を議題といたします。  
提出者から提案理由の説明を求めます。  
市長 児玉更太郎君。

○児玉市長 承認第6号、議案名が専決処分した事件の承認について、平成18年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）でございます。  
本件は、既定の繰越明許費の変更を行ったもので、施設建設費の2事業の繰越明許費の限度額を1億2,372万1千円とするものでございます。

よろしく審議を賜りたいと思います。

○松浦議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。  
建設部長 金岡英雄君。

○金岡建設部長 それでは承認第6号、専決処分した事件の承認についての要点のご説明をさせていただきます。

平成18年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）の2ページ目をお願いいたします。

このたびの補正につきましては、八千代処理区におきまして北原地区の管渠工事におきまして、同地区での八千代浄化センターの工事や簡易水道事業の施設の増水工事等によりまして、工事迂回路等の調整

など時間をとった関係で繰り越しを予定させていただいておりましたが、そのうち一部工事を平成18年度内に発注することができたことと、マンホールポンプ設置工事での制御盤の工事製作にかなり時間がかかる見込みでありましたが、工場での製作ができたということなどで年度内での生産がある程度できました。そのため繰越限度額の減額補正をさせていただいたものでございます。額といたしましては、補正前の額6,400、これは八千代処理区特定環境保全公共下水道事業で補正前の額6,410万円から1,207万9千円を減額しております。また甲田処理区におきましては、NTTのマンホールポンプ等の障害があり、工法等の検討に不測の時間を要し、年度内完了ができなくなったことから、このマンホールポンプ工事を繰り越しをさせていただくこととしたものでございます。額といたしましては、6,350万円補正前の額6,350万円に820万円を追加し、補正後の額を7,270万円とさせていただいております。総額では補正前の額1億2,760万円から387万9千円を減額し、補正後の額を1億2,372万1千円とさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○松浦議長 これにて要点説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○松浦議長 質疑ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

本件は委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長 ご異議なしと認め、委員会の付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔討論なし〕

○松浦議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより承認第6号、専決処分した事件の承認について、平成18年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第14 承認第7号 専決処分した事件の承認について

【平成18年度安芸高田市農業集落排水事業特別
会計補正予算（第5号）】

- 松浦議長 日程第14、承認第7号、専決処分した事件の承認について、平成18年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）の件を議題といたします。
提出者から提案理由の説明を求めます。
市長 児玉更太郎君。
- 児玉市長 承認第7号、専決処分した事件の承認について、平成18年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）でございます。
本件は、繰越明許費の追加を行ったもので、下水道減債基金積立金の繰越明許費の限度額を446万円とするものでございます。
よろしく審議を賜りたいと思います。
- 松浦議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。
この際、担当部長から要点の説明を求めます。
建設部長 金岡英雄君。
- 金岡建設部長 承認第7号、専決処分した事件の承認についての要点のご説明を申し上げます。
平成18年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）の2ページ目をお願いいたします。
このたびの補正につきましては、平成18年度入江地区農業集落排水事業の管路工事の一部工事について、平成19年度への繰越事業として実施しておりましたが、この事業に対しまして国の公金の一部が平成19年度において歳入となります。したがって、この事業での下水道事業債への元利償還に充てます、下水道減債基金への積立金につきましても一部繰越の必要が生じました。そのため専決をさせていただいたもので、補正の追加額といたしましては、総務費の総務管理費で下水道事業、下水道減債基金積立金で446万円でございます。
以上でございます。
- 松浦議長 以上で要点説明を終わります。
これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。
〔質疑なし〕
- 松浦議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
お諮りします。
本件は委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。
〔異議なし〕
- 松浦議長 ご異議なしと認め、委員会の付託を省略いたします。
これより討論に入ります。
討論ありませんか。
〔討論なし〕

○松 浦 議 長 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。
これより承認第7号、専決処分した事件の承認について、平成18年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕

○松 浦 議 長 起立多数であります。
よって、本件は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第15 議案第54号 安芸高田市国民健康保険税条例の  
一部を改正する条例

○松 浦 議 長 日程第15、議案第54号、安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児 玉 市 長 議案第54号、安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、国民健康保険税の基礎課税額の税率について、改正するものでございます。

このたびの改正は、合併以来、繰越金及び基金の運用により急激な税負担の増加を避けるよう努めてまいりましたが、これらの資金も年々減少する中で、今後の運営を考慮したとき、本年度におきましては繰越金及び基金を充てる中でやむを得ず税率の引き上げをお願いするものでございます。

なお、原案につきましては5月30日に開催をいたしました国保運営協議会に税率改正の諮問をさせていただき、慎重審議をいただき諮問どおりの答申をいただきましたので、今回改正案の提出をさせていただくものでございます。

よろしくご審議を賜りたいと思います。

○松 浦 議 長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

10番 熊高昌三君。

○熊 高 議 員 委員会付託ということでしょうし、担当部長の方の説明も委員会でされるんでしょうけども、先ほども藤井議員からもあったように、5月30日の審議の状況、こういった状況の中でこういった意見が出ておるのか、そういった点が一つと、合併以来こういう取り組みをしてきたという、こういう状況になるまでにこういった取り組みをしてきたのか、こういったことはある程度見通すことはできたわけですね。そういった状況の中で以前からいろいろ意見を申し上げておりましたが、こういった状況にならないための取り組みというのを、やはりす

べきじゃないかというようなことがあろうと思うんですね。そういった観点での取り組みはどうされたのか、あるいはこういった改正を今後どのように見通して行かれるのか。この3点についてお伺いいたします。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

福祉保健部長 廣政克行君。

○廣政福祉保健部長

先日ご諮問いたしまして、この協議会の内容でございますが、先ほど藤井議員さんの方からもある程度の内容のご説明がございました。ご質問はまず、新年度の税制見直しの一つの基本的な考え方の中で、去年は退職者数のこの数も見込んでの退職者と一般者の被保険者の対象にした数値を上げておりましたけども、本年度は一般の被保険者の数値に置き換えましてご説明を申し上げました。その差というもの2億円程度ございまして、その差は何かということでございまして、退職者の含めてない一般被保険者の税改正と申しますのは、一般退職者につきましては被保険者の税率に従うという形になっておりますので、そういった形で事務局としてはわかりやすく説明したつもりであります。その2億円の差というものが、まず不透明であるということをご指摘いただきました。

それともう1件につきましては、滞納の一つの件でございまして、滞納のこの一つの徴収のあり方、この状況等もお聞きをいただいたところであります。

3点目としましては先ほど所得、全般的にも国、国民の方も所得が伸びておると言われておりますけども、この市民にとっての所得または固定資産税の状況等のご説明、伸び率とはどうなんかという委員からのご質問をいただいたところであります。全般的にはそういった一つの主な形でご意見をご質疑をいただいたところであります。

それと当然先ほどから出とりますように、合併時とその今後の今からの国保の一つの運営のあり方ということですが、委員会等でもご説明をする必要があると思っておりますが、資料の方も用意をしておりますけども、実質的に医療費が伸びておる一つの要因としましては、高齢化社会を迎えているということでもあります。大体高齢者に90万弱の年間当たりの医療費がかかっているということでもあります。そういった形の中でもある程度の伸び率というものは見とりまして、持ち寄り基金の中で当初1億9,451万8千円程度積み立てをおろしまして、その安芸高田市合併の調整をさせていただいております。その中でも持ち寄り基金が、9億1,900万程度の持ち寄り基金がございまして、その中で税の方へ反映をする基金としましては、3億6,900万、3億7千万程度の基金を用意していただいたということでもあります。16年度より課税をするにあたりまして、取り崩しがですね、その当時に1億9,451万8千円、先ほど申し上げましたが、それである程度調整をさせていただく。それで医療費の伸びと言いますと、

ある程度この残りの基金も3年のうちで調整をして、なるべくなら税を抑えてまいりたいという形の中、一つは一つの医療費をどのように削減するかと、2つの大きな目的がございます。基金の運営としてはそういった形で対応をさせていただいております。

18年度につきましては、17年度18年度これにつきましては、基金の取崩した繰越金の運用ということがございまして、18年度は国保税の方は据え置きをさせていただいた。ただし、介護保険料の方は少々お願いをしたということでもあります。

今後の一つの当然この件につきましては、今年度の新年度予算等でもご質問をいただいておりますけれども、いかにこの医療費を抑えていくかということでもあります。国の方もいろいろ制度等も改正をされております。医療改革、医療制度の改革等ですね、いろいろ診療報酬の見直し、また療養病床の転換また一つは生活習慣病との対応、これらの一つの形を具体的に今年度は挙げてまいりました。今後この本市の医療費を見ますと、大体昨年も申し上げましていろいろ分析をせねばならんという形ですね、18年度させていただきまして、大体生活習慣病に関するというのが大体6割程度、この保健医療費に見込まれるんじゃないかなという形でもあります。

今年度につきましては、ある程度その特定健診またヘルスアップ事業を一つのこれを重視して、今後この医療費の市民の健康増進保持を支えてまいりたいと、大まかに申し上げましたがそういった形であります。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

○平下市民部長

次に平下和夫市民部長、答弁を求めます。

それでは先ほど質問がございましたように、今から先がどういうふうに考えとらんかということのご質問がございましたけれども、税の方から言わせていただきますと、例えば基金、それから繰越金、これらがほとんど望めないといった状況の中で、例えば医療費、それから国の制度、そこの今の現状で推理したとすればですね、最終的に必要な税率というのは所得に関係するものが8.4%、現行からいきますと3%程度上げるようになるであろうと、それから資産割につきましては、現行が25%ですけども36.4%に上げるようになるであろうと、11.40%の伸び率にしますと、それから均等割2万1千円から2万8,800円に上げると、それから平等割が2万円が2万400円程度に上げるようになるであろうといった推測は立っておりますけれども、現実はこのしわ寄せが大体どこに行きますかと申し上げますと、今7割減税、5割減税、2割減税、あわせて大体19年度の推測をしますと、53.3%ぐらいはこの該当をするように、これ所帯でいきますと53.3%ぐらいの家庭にそういう減額の対象が来ると。ということは逆に申し上げますと、後の47%程度のところに、その今回の改正の負担が行く可能性が非常に高いといったものも予測できます。

いずれにしましてもかかった費用に対しまして、収入それを補うのが税でございますので、その割合が下がらない以上は、やはり皆様のご負担を今からもお願いするようになるであろうというふうな推測はしております。

以上です。

○松 浦 議 長

これで答弁を終わります。

ほかに質疑はございませんか。

10番 熊高昌三君。

○熊 高 議 員

大まかな内容については理解できましたが、ただ19年度はヘルスアップ事業を取り組むというような計画もしてありますけども、それで現在医療費が県の平均より上の方へおりますよね、安芸高田市は。これをどのくらい落としていくかによって、県平均にしても何億かはすぐ下がるという状況ですよね。それをこれまで国がそういった厳しい状況に追い込んできたから、その制度に乗って取り組んだというふうな今年度はそういう状況になっておりますけども、果たしてこれまでそういった状況に追い込まれるまでに、すべきことがあったんじゃないかというふうな気がするんですね。そこらがしっかりと市民の皆さんに示されないとその率のアップというのには、なかなか理解が示していただけないんじゃないかなという気がするんですね。ただ、それはこれまでやってきた結果で、今年度そういう取り組みをするということなんですが、そうであれば今年度具体的にこういう取り組みをして、これだけのいろいろ削減をしていくんだと、いうのがあって来年度以降はこの数値を維持あるいは下げていく目標があるのかなのか。そういったとこまで踏み込んだ、やはり数値目標なりを示さないですね、市民の皆さんはなかなか理解がしがたいんじゃないかと。ただ今まで基金を充当してきたからどうにかやってきたんで、基金がなくなったから上げますというだけではですね、なかなか今後将来にずっとわたって影響することですから、理解できないんじゃないかなという気がするんですね。そのこのところは説明責任は十分あると思うんですね。その辺についての19年度の取り組み、その成果によって20年度以降どうなるのかというふうな大きな道筋ぐらいはですね、示すべきじゃないかなという気がするんですね。国の流れに左右されながらということはあるんですが、やはり安芸高田市としては高齢者人口も多いという、そういう条件は厳しい条件はありますけども、それでもやはりどういうふうにしていくんかというのが、それが安芸高田市の行政のやるべきことじゃないかなという気がするんで、その辺について再度、19年度の取り組みと20年度以降の見通し、これについてお伺いしたいと思います。

○松 浦 議 長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

福祉保健部長 廣政克行君。

○廣政福祉保健部長

具体的に一つの市民の方にご理解いただくというのは、当然そうい

った形を進めていかにゃあいけんだろうと、このように考えております。

この特定健診につきましては、平成20年度から各保険者にですね、40歳以上は健診を受けさすという一つの義務づけがなされたところであります。本市につきましてもそういった点で国保の運営につきましては、ある程度その健診率を受診率を上げていくということが、一つの大きな形だろうと思います。国の方では大体5年後におきましては、65%ぐらいを目指してくれという形でありまして、本市におきましては大体30%ちょっとの数字だと私もお聞きしております。そうしますと大体倍ぐらいの受診者数をしていかねばならないということでもあります。このヘルスアップ事業につきましては、当然生活習慣病先ほど申しあげましたように、国保医療につきましても、国の方でも医療費の大体3割は、生活習慣病にかかわるものだとこのように分析されとりまして、本市におきましては大体17年度の決算を見ますと6割強がですね、大体生活習慣病にかかわっている病気ではないかというように考えております。当然この生活習慣病予防という一つの重点を置きまして、そのためにはまず受診率を上げるということ、ましてそれから特定健診指導という形になろうと思いますけど、この指導につきましても個人指導をしてまいるということ。これ20年度からですが、本年につきましては昨年の17年度の総合健診につきまして、大体このハイリスク的な一つの受診者700万円程度ぐらい上げとります。その中で大体160名程度ですね、これを来年からの一つの指導の準備としていろいろその実施と言いますか、予備としてこの160名を目安に、この個人指導をしてまいりたいとこのように考えております。

もう一つはある程度レセプトの点検ということだろうと思います。大体このレセプトの方もですね、昨年18年に県の方からも検査に来られまして、県内では上位の方だというご講評をいただいとるところであります。さらにこのレセプト点検の方ですね、より充実にしてまた研修等を重ねて、この対応を図ってまいること必要だろうとこのように思います。またそれぞれ運動教室等また老人クラブとも例年なく、この保健師の方も指導してまいりますけども、ご質問いただいとります、ご意見もいただきました新年度予算のときにですね、プールの教室をもっと開けというような形でございまして、大体このプール教室も先日でしたかご案内申し上げとりますけども、回数倍等にしてこれを開いてまいりたいと、ハード面ではそういった形を主に考えて市としてはそういった大きな一つの事業を考えております。

以上で答弁を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

19番 岡田正信君。

○松浦議長

○岡田議員

税率の問題は運営委員会で聞いたわけですが、この4条の関係で

すね、資産割の税率の問題があるんですが、これが20年度から高齢者の国保から脱退する、脱退して特別に広島県一つつくりまさあね、そうした場合その75歳以上の二世帯、というのが安芸高田市にどのくらいおられるのかなあと私は思うんですが、その数によってね、また国保のこの財源の中にね、大きく影響するんじゃないかと運営委員会ここ気づいたんですよ私。そうすると75歳以上の方が出られる高齢者の保険の方は、年金から引かれる人は引かれるが、引かれん人は市町村が徴収すると、いうのでこの資産割の問題がですね、これ税率云々じゃないんですが、資産割のこの財政に影響するのはどのような見通しを立っとるんですか。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

市民部長 平下和夫君。

○平下市民部長

ちょっと資産割の件でございますけども、その前に75歳以上の該当者というのはちょっと手元に資料を持っとりませんけども、要はこれは例えば三次市が資産割というのは、ちょっと下げた経緯があるんですけども、例えば今安芸高田市の中で一般被保険者の固定資産ですね、一人当たり国保の該当者ですけども、一人当たり平均4万円からと、退職被保険者これを入れますと平均で一人当たり4万7千円の固定資産税かと、いった状況にあります。したがって何が言いたいかと言いますと、75歳以上の方ということになりますと、3割で全体からいけばですね、それほどのごそつと動くというようなことはないというふうに推計は思っておりますけども、その点についてまだ計算はまだしておりませんのでまだわかりません。しかしながら、この資産割のあり方についても、例えば所得が上がるような資産を持っておられる方だったら結構ですけども、収入がない状態の固定資産税だけが上がっていくという、例えばこの庁舎の近辺の国保の方についてはどうしても固定資産税が高いと、収入はないのに税だけが資産割で上がってくるといった方向も出ますので、これは将来的な課題であるというふうに今認識はしております。ですから先ほど言いましたように、将来の資産割の率が大体この程度になるであろうということをしておりますけども、果たしてそれがいいのか悪いのかいう集中的な議論は、今から内部でしていく必要があるかと思えます。ちょっとデータの答弁にはなっとりませんけども、ご容赦願いたいと思えます。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

ほかに質疑ございませんか。

11番 藤井昌之君。

○藤井議員

1点お伺いしたいと思います。

この国民健康保険税はかなり高額になりましてですね、今、年間何期かに分けて納付をしておるわけですが、例えばここの納付回数をですね、多くしていくということになると、それなりの負担金額が若干下がってくると思うんですけど、毎月納付いう形にすれば

それなりの納付金額は下がってくると思うんですけども、ここらのいわゆる調査をされておるのかどうか、今の状態でいいのかどうかですね、この1点についてお伺いしたいと思います。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

市民部長 平下和夫君。

○平下市民部長

ご指摘のように要は1回当たりの負担を少なくするかと、で払いやすくするかといったことだろうと思いますけども、その点については十分検討はしてきました。私も20数年前に国保にかかわったことがございますけども、そのときは確か4期だったと思います。今は8期ですかね、変わっております、あの頃の制度からいきますと私の思いからすれば、30坪の宅地に60坪の平屋が建つような状態が、今の国保だろうと感じております。そうした中で納税者の方がいかに不公平感を感じずに、そしていかに納税がしやすいような方法といったものも、私も今ピカピカの1年生というわけにはいきませんが、今頑張っただけでここらあたりの研究はさせていただいております。乞うご期待というわけにはいきませんが、努力はしてみたいというふうに思っております。

以上です。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

ほかに質疑。

11番 藤井昌之君。

○藤井議員

しっかり検討も必要ですし、納付者のニーズに合ったような納付の仕方というんですか、回数というんですか、そういったものを研究をしていただきたいと思っております。これによって滞納が減るであろうということであれば、大きく私は前進するだろうと思っております。ただし、国民健康保険税という限りは条例で定めた月日でないとだめなんです。毎月ということになると保険税でなくして保険料になってくるんですよね。多分そういう私は解釈でいいと思いますけども、したがってそこらあたりもよく協議していただいでですね、とにかく納付者のニーズに合った負担の少なくなるような、またしっかりと納付体制ができる、滞納が減るといった形のとりえ方でいろいろと協議を進めていただきたいと思っております。

以上です。

○松浦議長

答弁を求めます。

市民部長 平下和夫君。

○平下市民部長

今の点につきましては十分こちらも検討したいというふうに思います。ただし、経費という面もございますので、総務費が例えば今国保の中でも総務費が当然かかってますけども、それがまたどの程度上昇するのかということも踏まえてですね、全体の中で検討をさせていただきたいと、今単純にじゃあ12カ月に分散するといったことが、いいのか悪いのか、そこらも含めて内部で議論をさせていただきたいと、

いうふうに思います。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。  
ほかに質疑ありませんか。

10番 熊高昌三君。

○熊高議員

先ほど福祉保健部長、取り組みについてお答えをいただきましたが、数値的な目標をとということで質問しましたが、それについては19年度どの程度の削減をできるような取り組みをするのか、あるいは20年以降どういった数値が動いていくのか、こういった点についてのご答弁がなかったので、ただまあ委員会に付託されますんで、委員会で私は委員じゃありませんけども、委員会中でそういった数値のですね、報告をいただくようお願いをしておきます。

○松浦議長

答弁を求めます。

福祉保健部長 廣政克行君。

○廣政福祉保健部長

数字の目標につきましては、ある程度当然定めてまいって、それに目標にするのが一つの手法かというように考えております。今、本年度につきましては、特定健診の総合計画的なものを今作成の準備をとりまして、ある程度そういった方向づけなり等も出てまいりますし、基本的にはこの健康あきたかた健康21の、一つのある程度数値を持たせとるようなところもありますし、そこらも一体性のものを考慮して、委員会等でもある程度諸準備を、方針的なものを持つように努力していきたいとこのように思います。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

○熊高議員

議長。

部長ちょっと声が小さすぎてね、（聞こえんよとの声あり。）ちょっとあのほんまにしてくれるんかどうか不安になるような答弁になつとるんで、もうちょっと大きな声でね、します。言うてください。

○松浦議長

ということで了解してください。次から大きくします。

ほかに質疑ございませんか。

ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

本件についてはお手元の付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託し審査することにいたします。

ここで休憩をいたします。14時25分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時11分 休憩

午後 2時25分 再開

~~~~~○~~~~~

日程第16 議案第55号 工事委託契約の締結について【安芸高田市特定環境保全公共下水道甲田浄化センター建設工事】

○松浦議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第16、議案第55号、工事委託契約の締結について、安芸高

田市特定環境保全公共下水道甲田浄化センター建設工事の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長 議案第55号、工事委託契約の締結について、安芸高田市特定環境保全公共下水道甲田浄化センター建設工事の件でございます。

本案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、特定環境保全公共下水道甲田浄化センター建設工事、日本下水道事業団と工事委託契約を締結することについて、議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議を賜りたいと思います。

○松浦議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[質疑なし]

○松浦議長 質疑ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

本件についてはお手元の付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第17 議案第56号 安芸高田市火災予防条例の一部を
改正する条例

○松浦議長 日程第17、議案第56号、安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長 議案第56号、安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、国において建築基準法等が改正され、同法施行令の一部が改められたことに伴いまして、安芸高田市火災予防条例中の引用部分について、必要な改正を行うものでございます。

よろしく審議を賜りたいと思います。

○松浦議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[質疑なし]

○松浦議長 質疑ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

本件についてはお手元の付託表のとおり、総務企画常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第18 議案第57号 安芸高田市文化センター設置及び  
管理条例

○松浦議長 日程第18、議案第57号、安芸高田市文化センター設置及び管理条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長 議案第57号、安芸高田市文化センター設置及び管理条例でございます。

本案は、現在建設中であります仮称安芸高田市総合文化保健福祉施設の整備に伴い、そのうちの社会教育施設の部分について、適正な管理運営を行うため、必要な条例を新たに制定するものでございます。

本施設につきましては、第2庁舎の建設と合わせ整備を進めておりますが、完成後は市民の文化意識の高揚、文化の振興等を図る拠点となり、多くの市民の皆さんにご利用を賜るように期待をしております。

なお、施設の供用開始と同時にご活用いただくため、条例制定後は、施設利用の受付を開始することとしております。

また、本条例の制定に伴いまして、市内にあります類似の5施設について、それぞれの設置管理条例を本条例に整理統合し、一体的な管理を行うこととしております。

以上、よろしく審議を賜りたいと思っております。

○松浦議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

1番 明木一悦君。

○明木議員 議長。

まず今の質問、市長の議案説明の中でありましたように、確かに今回新しい文化センターができ、文化の高揚を高めるための市民のための施設であるということをご説明されました。その中でやはり統一性を持った条例をつくる。これは確かに合併当初ですね、条例集をつくるにあたって議会で審議をさせていただいたときに、私もこれについては早めの統合整備が必要であるということをご質問させてもらっています。そういう中で今回されたことは、非常に価値があるのではないかというふうに考えています。それでですね、今回の条例の中で条例文の中の休日に関するところですけど、確かに今回の条例の中には休日としてですね、国民の祝日に関する法律にこれは第4条1項ですね、これに対しての休日が定められています。もしそうであればですね、市民に文化と教養を与えるのであればやはり、祝日というのは開館をしていくことが、大切じゃないかなというふうに考えるんですけど、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

県下の施設なんかを調べるとですね、確かに生涯学習センター、公民館については祝日のところもいくらかあると思っております。しかし、ホ

ールについてはですね、ほとんどの所が祭日祝日をですねオープンしています。そのあたりどのようにお考えかお伺いたします。

また今回の指定管理者について、この関係が非常にたくさん出て条文の中にきているわけですね。もう既に指定管理者としてですね、実施されてます八千代にフォルテというところがありますが、既に3カ月4カ月経過してるんじゃないかと思えますけど、そのあたりですね、運営状況はどのようになっているのか、稼働率等ですね、指定管理を行うことによって上がってきているのか、また以前よりは下がっているのか、どのような状況にあるのかその点についてお伺いたします。

で先ほどの、そうですねそれでまず第1回目の質問とさせていただきます。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

教育次長 益田博志君。

○益田教育次長

ただいまのご質問にお答えいたします。

まず1点目の休日休館日の関係でございますが、第4条の1号におきまして、国民の祝日に関する法律に規定する休日ということで、休館日とさせていただきますようにこの条例では定めさせていただいております。ご指摘いただきましたように、他の類似施設等も調べさせていただきました。それと現在の5つの類似の施設これらの現在の運営状況等を勘案をいたしまして、祝祭日を休館日というように決めさせていただいたわけでございます。

先ほどご指摘のありました中で、2項の方で、この第4条の3項の方で休館日を市長が必要があるときは、臨時に開館することができるというようにありますので、その辺で対応をしていきたいと考えております。

それから指定管理者の件でございますが、今後この施設も指定管理者の導入等のことも必要になってくるんじゃないかということで、その前提でこの条例も考えております。そういう中でフォルテの関係でございますが、ちょっとこれ手元に資料がございませんので、この場でお答えするんでしたらちょっと休憩をいただきたいんですが、ちょっとよろしいですか。

○松浦議長

どうなんですか。

○明木議員

また後でお願いします。

○松浦議長

じゃあ後でもいいです。

以上で答弁を終わります。

続いて質疑。

1番 明木一悦君。

○明木議員

議長。

それであればですね。先ほどの休館日についてなんですけど、第4条の1項と第4条1項(1)とですね、(3)で非常に矛盾が生じて

るんじゃないかなと思うんですね。月曜日3番についてはですね、月曜日ただしその日が国民の祝日だったらその翌日になつとるんですね。そこでは祝日を休館日にしてないんですよ。なのになぜ1番では国民の祝日をですね、休館日にしてるんでしょうか。そこは非常に矛盾があると思うんですね。まずその部分についてお伺いいたしたいと思います。

それからこれに関してはですね、祝日については図書館条例もかわってくるんですけど、今回先ほど市長の説明にありましたように、今回建てる中には図書館もあります。でやはり市民が十分活用できるのは休みの日だと思うんですね。やはりそのあたりも考慮してですね、祝日は休館日にするべきじゃないというふうに考えるんですけど、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

先ほど言われましたように指定管理をですね、今後視野に入れてるということなんですけど、まだできるばかり、まだオープンもしてないんですけど、できてからの話なんですけど、新しい施設に対して指定管理を入れていくのはすぐ即座にですね、どうかというふうに考えます。まずやはり市民が使いやすいかどうか、どれくらいの利用度があるか、そのあたりを検証する。また備品等の整備もそれに伴って行ってって、ソフトの充実をソフト事業の充実を行う、そうした上でですね、指定管理者に持っていく必要があって、今の段階で指定管理者制度をですね、視野に入れて条例をつくっていくのはどうかなというふうに考えるんですけど、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。お伺いいたします。

○松浦議長

ただいまの質問に答弁を求めます。

教育次長 益田博志君。

○益田教育次長

ただいまのご質問にお答えいたします。

まず条例の第4条の1項の1号と3号の関係でございますが、第4条の1項の1号は国民の祝日を休館日にする、3号は月曜日を休館日にしますよと、いうことで月曜日と祝日が重なった場合は、祝日も休館日、月曜日も休館日ということで、祝日の次の月曜日の次の日を休館日にするという条文でございます。

それから図書館条例の関係でございますが、図書館条例はこの条例とは別途で考えさせていただきたいということで、先ほど市長の提案の中にもありましたように、この条例は11月の開館に合わせまして、早めに予約を取っていく必要があるということで、この議会にかけさせていただいてるものでございまして、図書館条例につきましてはまた次の機会の方で、今委員もご指摘ありましたことも考慮しながら考えていきたいと考えております。

それから指定管理者の関係でございますが、確かにおっしゃられることはごもっともなことでございますが、条例を制定する前にそういう予想をされることは、現在の段階から入れておく必要があるんじゃない

ないかということで、入れさせていただいております。

以上でございます。

○松浦議長 以上で答弁を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

[質疑なし]

○松浦議長 ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

本件についてはお手元の付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第19 議案第58号 平成19年度安芸高田市一般会計補正予算(第1号)

○松浦議長 日程第19、議案第58号、平成19年度安芸高田市一般会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長 議案第58号、平成19年度安芸高田市一般会計補正予算(第1号)でございます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、1,877万6千円を追加し、予算の総額を199億8,877万6千円とするものでございます。

歳入につきましては、分担金及び負担金1,596万円、県支出金2,986万円、諸収入1,350万円をそれぞれ追加し、繰入金4,054万4千円を減額するものでございます。

歳出につきましては、民生費が2,101万9千円、衛生費が941万4千円、農林水産業費が3,971万円、商工費が180万円、土木費が974万円、教育費が1,429万6千円をそれぞれ追加し、議会費679万8千円、総務費が6,128万1千円、消防費が912万4千円をそれぞれ減額するものでございます。

以上、よろしくご審議を賜りたいと思います。

○松浦議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

総務部長 新川文雄君。

○新川総務部長 それでは議案第58号、平成19年度安芸高田市一般会計補正予算(第1号)の要点のご説明をいたします。

まず初めに皆様方の方のお手元の方に、議案書と合わせてお配りさせていただいております、平成19年度の安芸高田市議会6月定例会の補正予算議案説明資料によりまして、ご説明をさせていただきたいと思っております。

まず1ページをお開きいただきたいと思います。

1の中ほどから今回の予算議案につきましては、条文に掲げております、議案第58号から各特別会計議案第64号までを別紙のとおり

定めておるものがございます。

まず1の会計別の予算の状況でございます。

一般会計の補正額につきましては、1, 877万6千円の増額でございます。補正後の累計額にいたしましては、199億8, 877万6千円となり、前年同期と比べますと、96.1%、3.9%の減となっております。このたび一般会計ほか、先ほどもご説明をいたしましたけども、6の特別会計の補正も計上いたしておるところでございます。

補正の概要でございますが、資料に基づきまして2ページをお願いをいたしたいと思っております。

このたびの補正につきましては、本年4月1日の発令の職員の人事異動等に伴います、まず各費目及び各特別会計におきまして、職員給与費の補正を行っております。

まず一般会計のうち、補正のかかります、職員給与費の補正に伴いますものにつきましては、一般会計職員分が、2, 462万4千円の減額でございます。特別会計の職員給与にかかる補正につきましては、各特別会計への繰出金によりまして調整を行いまして、505万3千円の増額となりまして、あわせて1, 957万1千円の減額になるわけでございます。また特別職でございます、市長また副市長さんを除く一般会計所管の給与支給対象の当初予算対比で4名の減の426人、特別会計につきましては2名増の46人となっております。

それと県等の派遣職員にかかります移転料といたしまして、そこに91万8千円の増額を行っております。このことにつきましては、この増額補正につきましては、県職員の派遣負担金97万3千円の減額といたしておるところでございます。

次の3行目でございますが、条例の一部改正によりまして、議会議員さんの人件費の補正でございます。議員報酬が昨年度に引き続き5%の減額措置をとっていただいております関係から、議員人件費を679万8千円減といたしておるところでございます。また一般行政経費といたしまして、今回の分につきましては緊急性のもののみをですね、補正をさせていただきます。

まずコミュニティ助成事業につきましては、当初予算時には確定をしておりませんでした関係上、このたび計上させていただきます。1, 250万円、また日本女子ゴルフ選手権大会の開催に伴いまして、観光振興経費といたしまして180万円、ひろしまの森づくり事業費といたしまして2, 990万円、自主防災組織防災機材の導入助成といたしまして100万円を計上いたしておるところでございます。

続きまして中段からでございますが、特別会計の補正予算につきましては、国保会計、介護保険、特環、また農集、浄化槽、簡水の6つの特別会計がございますが、一般会計と同様に職員の人事異動等に伴

いまして、職員の給与費の補正をいたしたところでございます。

続きまして3ページ、4ページにつきましては、一般会計の款別また歳入予算及び歳出予算補正の概要を記載したものでございますので、後ほど、補正予算書の事項別明細書によりご説明をさせていただきたいと思っております。

次に5ページでございますが、一般職の人件費の補正の総括表でございます。費目別に左の欄が補正後の数値で、中央が補正前の数値、右の欄が増減比較で、このたびの補正額でございます。総括的に一般会計所管の給与支給対象職員総数は426人でございます。補正前と比較いたしますと4名の一番右側の比較に掲げとります、三角の4名の減で、補正後の職員給与費の総額につきましては、37億1,092万7千円でございます。

また特別会計下欄からでございますが、所管の職員総数につきましては46人ございまして、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計及び、浄化槽整備の特別会計所管の職員がそれぞれ1名ずつ増加いたしましたして、簡易水道事業特別会計所管の職員が1名減少いたしております。補正前と比較いたしますと、2名の増であります。一般会計と特別会計をあわせました職員総数は472名で、当初予算と比較いたしますと、比較欄で見させていただきますと2名減、予算額でございますと、1,957万3千円の減となっております。昨年度と比較いたしますと20名減等ございまして、選挙執行費にかかる手当等を除く予算対比では、やはり3億1,968万5千円の減となっております。2名の減につきましては、当初予算編成後におきまして、早期に希望退職申し出があったによるものでございます。

それでは、一般会計の補正予算の要点についてご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、一般会計の補正予算の6ページをお開きいただきたいと思います。歳入でございますが、12款の分担金及び負担金、2項負担金、3目の総務費負担金1,596万円の増額につきましては、広島県後期高齢者広域連合、及び、建設技術センターへの相互派遣等に伴います、人事交流負担金でございます。

続きまして15款の県支出金、2項の県補助金の4目の農林水産業費県補助金2,986万円の増額につきましては、本年度創設されましたひろしまの森づくり県民税を財源といたしまして、林業費県補助金を計上いたすものでございます。

18款の繰入金、1項の特別会計繰入金でございますが、1目の老人保健特別会計繰入金3,467万8千円の増額につきましては、平成18年度の老人保健特別会計の医療費等の精算に基づきます、法定の繰出金の精算返納金でございます。

続きまして3項の7ページになりますが、基金の繰入金でございま

すが、1目の財政調整基金繰入金につきましては、7,522万2千円の減額で、このことにつきましては職員人件費の減、また先ほどご説明をいたしました、老人保健の特別会計からの歳入一般財源の増に伴います繰入金の調整でございます。

20款の諸収入、5項の雑入でございますが、4目の雑入、1,350万円の増額につきましては、自治防災組織への防災資機材の財源といたしまして、宝くじのコミュニティ助成事業100万円、また財団法人自治総合センターから事業費の10割助成コミュニティ助成事業といたしまして、1,250万円を計上いたすものでございます。

引き続きまして、8ページをお願いいたします。

このたびの歳出の補正でございますが、先ほどご説明を総括的にしましたように、4月の1日の人事異動によりまして、調整をさせていただいたものでございます。まず1款の議会費679万8千円の減額でございますが、当初予算編成後に条例改正に伴う議員報酬等の減が主たるものでございます。2款の総務費、1項総務管理費、1目の一般管理費で3,319万2千円の減額は、職員の人件費の減が主なものでございまして、増額の費目は9節の旅費91万8千円につきましては、広島県等に職員派遣に伴う移転料でございます。また19節の負担金補助及び交付金802万3千円につきましては増額は、広島県からの県職員派遣に伴う1名分の負担金でございます。12目の自治振興費の1,250万円の増額ですが、財団法人の自治総合センターのコミュニティ助成金を財源といたしまして実施いたします、地域振興会へのコミュニティ助成事業の助成金でございます。

9ページをお願いいたします。2項の徴税費307万3千円の増額でございますが、3項の戸籍住民基本台帳費3,754万、4項の選挙費612万1千円の減額、また10ページをお願いいたします。10ページの6項の監査委員費1千円の減額は、いずれも職員給与費の補正でございます。3款の民生費、1項の社会福祉費、1目の社会福祉総務費3,622万3千円の増額につきましては、職員人件費3,086万3千円の増、及び国民健康保険特別会計の人件費補正相当額の繰出金536万円の増を計上いたしているところでございます。3目の老人福祉費516万円の増額につきましては、介護保険特別会計の人件費補正相当額の繰出金の増でございます。2項の児童福祉費、1目の保育所費2,036万4千円の減額、11ページの4款の衛生費、1項の保健衛生費、1目の保健衛生総務費788万9千円の増額につきましては、職員人件費の補正それぞれ実施をさせていただくものでございます。

続きまして、4目の環境衛生費でございますが、152万5千円の増額は、簡易水道及び浄化槽整備事業特別会計の人件費補正相当額の繰出金の増減でございます。

12ページをお願いいたします。6款の農林水産業費、1項の農業

費、2目の農業総務費の981万円の増額は、職員人件費1,241万5千円の増額、説明欄に掲げておりますが、増と農業集落排水事業特別会計の人員費補正相当額の繰出金260万5千円の減が主なものでございます。

続きまして2項の林業費、1目の林業総務費でございますが、2,990万円の増額につきましては、ひろしまの森づくり整備事業といたしまして、森林の公益的機能強化、また景観保全等を目的といたしました、間伐等の計画事業を高田郡森林組合に委託また補助いたすものでございます。

続きまして13ページでございます。7款の商工費、1項の商工費、3目の観光費180万円の増額につきましては、本年9月6日から市内のゴルフ場で開催されます、第40回の日本女子ゴルフ選手権大会の観光振興経費といたしまして、歓迎横断幕また観光PRチラシの作成また歓迎フラワーロード等の整備の委託、特産品の販売用のテント、また、いす等の借り上げ料、また大会へ向けまして6月25日に吉田運動公園で開催されます、中学生を対象とした講演会がございます。そうした参加者に伴いまして、バスの借り上げ料等を計上いたすものでございます。

続きまして8款の土木費でございますが、1項の土木管理費、1目の土木総務費で873万4千円の増額につきましては、増額と2項の道路橋梁費、1目の道路橋梁総務費の539万3千円の増額につきましては、それぞれ職員人件費の補正分でございます。

次に14ページをお願いいたします。4項の都市計画費でございますが、2目の公共下水道費438万7千円の減額は、特定環境保全公共下水道事業特別会計の人員費補正相当額の繰出金の減が主なものでございます。

9款の消防費でございますが、1項の消防費、1目の常備消防費、1,012万4千円の減額は、職員人件費の補正分でございます。4目の災害対策費でございますが、100万円の増額は宝くじコミュニティ助成金を財源といたしまして、自主防災組織に防災資機材導入をするものでございます。

15ページにまいりまして、10款の教育費でございますが、1項の教育総務費、2目の事務局費295万7千円の減額につきましては、職員人件費が603万9千円の増額、また19節の負担金補助及び交付金の899万6千円の減額につきましては、県教育委員会からの指導主事の派遣を割愛制度の導入によりまして、給与を市費支出職員としたことから、県への負担金を減額するものでございます。5項の社会教育費でございますが、1目の社会教育総務費1,654万1千円の増額また6項の保健体育費の71万2千円の増額は、職員人件費のそれぞれの補正額でございます。

以上で要点の説明を終わるわけでございますが、先ほどそれぞれ付

属的な添付資料の議案の説明資料の中で、職員のような配置異動、各一般会計また特別会計の方で、ご説明をさせていただきました職員の比較表をもとに、この補正の資料を作成をさせていただきましたところでございます。

以上で要点の説明を終わります。

○松浦議長

要点説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

6番 川角一郎君。

○川角議員

質問させていただきます。

今人件費の関係につきましては、総務部長の方から説明があったんですが、ここにごさいますように総務費では8,272万4千円というのが減になり、そのほか民生費以下がですね、6,822万2千円というのが増加しておると、で差し引き2,462万6千円というのは、減というのは職員の減ということで理解をしたんですが、年当初計画される場合にある程度の人数割というふうなのを各担当課で申し出て、それに基づいて人事もされやっつけていかれると思うんですが、そこに大きいのでは3千万とかあるいは2千万とか、その部署によたら非常に大きな補正が発生をしておると、あるわけですね、これが今年の何かの特色があってこのようになるのか、あるいは毎年ですね、年当初計画したものについて、あと補正をこの時期にかけたらやはりこのような推移になるのか、そのことがもしですね、今年特殊なことがあるんなら説明をいただきたい。その流れをですね、お願いをしたい。

それから1点ですね、この説明資料の中で農林水産費の中で、ひろしまの森づくり事業費2,990万円、これが新しい事業であるわけで、1項500円の拠出ということで、みんなある程度関心を持っておる事項ではないかと。先ほどは森林組合に委託をしてひとつやっつけていくんだということですが、もう少しですね、どこらをどのようにして、どういう事業をやるんだということが具体的にですね、もう少しわかれば説明をお願いをしたい。その2点でございます。

よろしく申し上げます。

○松浦議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

総務部長 新川文雄君。

○新川総務部長

この本19年度安芸高田市の一般会計補正予算につきましては、昨年度につきましては、こうした積み上げ方式を実施させていただいております。ただ、予算査定等の段階で一昨年末からこうした作業に入らせていただきます。当初の予算の計上の仕方というのは、一昨年度の現状の中でそうした予算のかかります、職員の配置計画を取らせていただいておりますし、4月1日また3月31日の退職は予想はいたしますけども、そうした形の中で全体調整の枠を調整させていただき

ますが、やはり4月1日の異動によりまして各款のですね、各調整の異動等もございますし、そういう関係の中で今回こうした現状が出てきたという症状でございます。このことにつきましては合併以来9月またないし12月にですね、いろいろこの人件費については、調整をさせていただいたところでございます。ただその年間予算のそうした計上という形の中で、できるだけその早い時期に人件費が確定しておれば、早期にその補正を出すべきじゃないかということで、議員の皆さんからご指摘等もいただいた関係で、一番早い4月に実施をさせていただいて、この6月定例にですね、人件費相当分だけは調整をさせていただいたところでございますので、非常にあの当初のそうした予算編成の時期と人事異動の関係、そういうことでこうした症状が出てくるわけでございます。

当初はそうした12月に実施をさせていただいておりましたが、今回はそういう一般会計特別会計の当然流用間をさせていただいてですね、人件費にかかる年間の経費というものを明らかにさせていただいたというのが事業の主旨でございます。ご理解願いたいと思います。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

産業振興部長 清水盤君。

○清水産業振興部長

それでは、ひろしまの森づくり事業の概要についてご説明を申し上げます。

3月の定例会でもご説明を申し上げましたが、この新しい事業につきましては、当初の予算立ての時期には、まだ県の方の具体的な取り組みが固まっていないということで、6月定例会に上程をさせていただきたいということで、お話をさせていただいておったところでございます。このたび県の内示等事業の確定によって、補正予算を計上をさせていただきました。このたび2,990万円の補正をお願いしておるところでございます。

この事業につきましてはご承知のように国土の保全と水源涵養などの森林の有する、いわゆる公共的な多面的機能の維持を、維持発展をさせていくためにこの事業が創設をされたものでございます。実施年限は5年間ということでございます。

この事業の大きな内容は一つは、これまで整備をしてきました人工林の整備、これまでなかなか手入れがされていないというような状況で、ご存知のように非常に荒廃をしておるという状況が見られます。この人工林の整備をしていくことが一つと、それから人家に近いところ、里山いわゆる里山林整備というこの2つの大きな事業に分かれております。市町に下りてくるお金の方も人工林の整備の方が補助金事業でございます。里山林整備の方が交付金事業というふうな、2通りのお金で流れてくるということになっております。

最初の人工林の整備につきましては、基本的には林家の方の協力を得ながら森林組合が、整備をしていくということになろうと思います。

そういった流れで事業を実施していくようになると思います。今年度のこの人工林関係の整備事業費としては、1,328万円をこのたび計上をさせていただいております。

それから交付金関係でございます、里山林関係の整備につきましては、1,662万円を計上をさせていただいております。この1,662万円の2分の1以上を里山林整備事業に充当しなさいと、いう一つのルールがございまして、約840万余りをこの里山林整備事業に充当して、残りの2分の1弱につきまして、里山林の保全、里山林整備がされた後の空間を地域なり団体が整備をしていく、あるいは維持をしていくという活動、それから林業森林体験の活動に対する支援事業、それから研さんの間伐材を使用した木製品の普及に対する支援でありますとか、学校施設等が木質化の整備をする場合の事業に対する支援等に、残りの2分の1弱の予算を充当することができるというふうな内容になっております。この特に里山林の先ほど申し上げました細かい事業の活用につきましては、今後この予算の議決をいただいた後に、この活用方法を検討いただく、それから検証いただく、検証していただく協議会を設置をしなさい、ということをお市の方から指導を受けております。それぞれ市町が実施していく上で、この交付金部分についての有効な活用をその協議会をとおして展開をしていくと、いうことになろうと思います。そういった形で本市においても近々のうちにそういった協議会を組織をしまして、この事業に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

予算につきましては、2,990万円の補正でございます。4万円の一般財源でほとんど100%近い補助金と交付金で事業を実施と、いうことで取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

13番 金行哲昭君。

○金行議員

2点お聞きします。まず諸収入の宝くじ助成金のが100万円ですが、これは自主防災の方へ使用されるということですが、どのような団体へどのような感じでされるのか1点。

それと2点目は、商工費の、同僚議員からの質問等もあったんですが、この日本選手権ゴルフ大会で180万ですかね。これもまことによろしいことだと思うんですけど、これはパンフレット等、また当日のものということもございましたが、パンフレット等々の作成等々はもうやっておかにはあいけないと思うんですが、そこらの点、そこらを有効に利用するためにはそういうふうな考え等々、もっと詳しく2点お聞かせください。

○松浦議長

ただいまの質問に答弁を求めます。

総務部長 新川文雄君。

○新川総務部長

災害対策費の100万円の自主防災組織の防災機材の財源として、宝くじコミュニティ助成金から100万円ほど、10割補助金でございましてそれをいただきました。このことにつきましては、吉田地域振興会の中の常友地域があるわけですが、そこが自主防災組織を設立されまして、このたびそうした防災機材等の財源を確保とさせていただいて、整備をするという事業でございまして。

このことにつきましては、こうした宝くじ助成事業がございまして、こうした事業については、年々はある程度は限られた形の予算枠があると思いますけれども、広く市内のですね、そうした組織をしていただくところにつきましては、ある程度こうした申請もですね、続けていきたいというような考え方を持っております。

以上でございます。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

産業振興部長 清水盤君。

○清水産業振興部長

商工観光費の関係でございまして、補正の内容でございまして、第40回の日本女子プロゴルフ選手権大会に関連事業として、取り組むものでございまして。この選手権大会につきましては、数年前からゴルフ場の方で計画をされておったものでございまして。ゴルフ場の方からも地域と密着した大会にしていきたい、というような関係のお話もいただいております。そういった中で具体的にこのたび協議をさせていただいて、今回の補正というような状況になったわけでございます。ただ、まだ実行委員会の方とですね、具体的な細かいところの協議がされていない、大会事務局の方もまだ詰めきられていないという状況がございましての補正でございます。

現段階で市の方でこの大会の連携事業として、考えさせていただいております内容について、ご説明を申し上げたいと思います。

この女子プロゴルフ選手権大会は、ご存知のように国内の女子の大会ではメジャー大会と言われております。大変多くのいわゆるギャラリーの皆さんが、市内にお越しになることになろうと思っております。大会期間は本大会は6日から9日までの4日間でございますが、その前の月曜日火曜日が練習日ということで、いわゆる1週間が行事の期間になろうと思っております。その期間内における1週間の間の来客数が大会事務局の方では、大体3万から4万人の来場者というふうに推定をされております。この3万から4万人の来場者の皆さんを、ぜひ市の方の観光振興につなげていきたいということで、事業を展開をしていきたいということで考えております。先ほども総務部長の方から説明のときにございましてのように、講演会の計画が既に進んでおります。これは女子プロ協会の方から特に申し出がございまして、ぜひ中学生の皆さんと交流をさせていただきたい、ということで取り組んでまいります。期日の方が既に決まっております、6月の25日の月曜日、時間帯につきましてはまだ具体的には決定してはおりませんが、

4時から5時の1時間程度ということで、対象は市内の中学生約840名程度の皆さんを対象にと、いうことで取り組んでまいりたいというふうに考えております。

それから歓迎事業として、先ほどもありましたようにゴルフ場周辺を中心としたフラワー道路の関係の整備事業ということで、取り組みを地域の皆さんのご協力を得ながらですね、取り組んでまいりたいというふうに考えております。それから歓迎の意を込めまして、横断幕等の設置を3カ所を検討していきたいということで考えております。それからPR関係の事業でございますが、特に先ほど申し上げました3万から4万の来場者の皆さんへ安芸高田のPRを十分に伝えていきたいということで、特にゴルフということでございますので、なかなか家族そろってということにはなりません、ぜひこの大会は家族そろった形での、安芸高田への誘客を誘導していきたいということで、お父さんはゴルフ観戦、私たちは市内観光とミニツアーということで、これは旅行代理店と連携をしながらですね、市内の観光施設等のミニツアーを大会期間中計画をしていきたい、ということの取り組みでございます。

それからもう一つは市内にもかなり観光施設等がございます。この観光施設の参画を得まして、来場者の皆さんに市内観光用のパンフレットともにですね、施設の優待割引券をつけまして、特に冬期のお客さんの閑散期を埋めるために誘客の増につながればということで、観光施設と連携を取りながらですね、そういったものに取り組んでいきたいというふうに考えております。またその割引券等の使用によってリピーター率でありますとか、そういったところの資料にもしていきたいというふうに考えておるところでございます。

それから特に大会事務局の方と検討しておりますのは、場内には入ることはできませんが、駐車場等で市内の特産品等の販売をしていきたいということで検討をしております。市内にはかなりの特産品がございます。ただ商品的には売れ筋ということがございますので、商品の限定ということにもつながってくるかもわかりませんが、できるだけ幅広い安芸高田の特産として、紹介をしたり販売をしていくということで、特産品の販売事業にも取り組んでいきたいというふうに考えております。

それからもう一つは、通常はこういった大会でのギャラリーへの昼食につきましては、大会事務局がすべて大手の業者をですね、入れましてすべてそれで賄っていくと、いう対応をしておるということでございますが、このたびはこのギャラリーの皆さんへの昼食のあっせんもですね、できれば市内の業者の皆さんにお願いができればということのお話もいただきました。これについても市内業者の皆さんを中心として、ギャラリーの皆さんへ昼食提供ということを検討していきたいということで、ギャラリープラザの開店ということで、取り組みを

していきたいということで現在計画を進めております。それぞれ事業の関係によりましては、教育委員会あるいは自治振興部、それから高宮支所等との連携も当然とってまいりたいということで、先般も打ち合わせ会の方もさせていただいたということでございます。できるだけこの3万4万のギャラリーの皆さんの安芸高田へのPRをこの機会を使ってですね、取り組みをしていきたいということで、現在このたび補正予算を計上をさせていただいておるということでございます。

以上でございます。

○金 行 議 員

はい。

○松 浦 議 長

13番 金行哲昭君。

○金 行 議 員

今部長の話聞きよったら180万で大きなね、語っていただきまして、計画倒れにならないように、ちょっと早めにやっていただきたい、これは答弁いりませんよ。そういうことです。

あと1点。総務部長この宝くじの分ですよ、あれは地域が今、今回あの吉田の常友地域にだったと思うんですが、あれはどういう申し込みとか何かあってそこへこういう助成するいう感じですかね。あれどうでしたかね。あれ1点ちょっとお聞きします。

○松 浦 議 長

ただいまの質問に答弁を求めます。

総務部長 新川文雄君。

○新川総務部長

当然宝くじ助成金の方に申請をさせていただいてですね、当然地域の皆さんのそうした活動、規約、そうした形のもものが全部必要になってきます。そういう自主防災組織のあり方ということもございますので、限られた形のある程度の財源の中で施設整備をするという状況にはございますけども、そうした地域の皆さんの熱意がですね、そうした100万の財源の中で、ある程度連帯意識ができればというように考えております。中核になりますのはこちらから行きまして、ちょうど高規格の入り口になります、ドライブインの僕ん家があるんですが、その消防格納庫があります、54号線のそこが核になって、常友地域をそうした自主防災組織の一角にしたいという考え方で、申請をさせていただいておるという状況でございます。

○松 浦 議 長

12番 青原敏治君。

○青 原 議 員

今のちょっと関連しとるんですが、やはり自主防災組織をつくっていただくのは大変いいことだと、それに対して市も助成していくということは大変いいことだと思うんですが、ただ32の自治振興会がある中で、どういう啓蒙運動をされたのか、われらは全然そういうのは知らんよと言うのであれば、ちょっと不公平が出てくるんじゃないかなという思いがするんですが、そこらのPR等々とまたこれがもし今年度中にそういう防災組織を立ち上げられたときに、そういうふうな補助が出るのかどうか。そこらをお聞かせ願いたいと思います。

○松 浦 議 長

ただいまの質問に答弁を求めます。

総務部長 新川文雄君。

○新川総務部長

19年度の当初予算の主要の事業の中にも挙げさせていただいておりますように、自主防災組織の育成ということで、予算額を計上させていただいております。これは単市で計上させていただいております。いろんなあの現在啓蒙推進をさせていただいておりますのは、各地域振興会の役員の皆さんのところに、こうした自主防災の育成という形の中でですね、一応全過程の中で終了をさせていただいたところでございます。今回のこうした全部出せば、それが申請が全部100%充当なるかということはそうではございません。当然そうした向こうの採択要件等もございますので、非常に宝くじの助成事業でありますので、その収益でやる事業でありますから、全部をそれでやったら32の振興会がそれでできるかということは、ちょっとわしも確定をしないわけですが、できればそうした財源を確保させていただいてですね、その地域のそうした自主防災の育成にということで、役立つような形で使用していただくということになれば、我々としても上部のそうした宝くじの協会の方にですね、申請をさせていただきたいと。

どちらにしましても、全32が一遍に立ち上がるということはなかなか難しいと思います。それは時間をかけてですね、ある程度の体制づくりというのは、必要になってくるというように思っておりますので、そういう状況、今回常友地域も床下とかそういう状況がですね、被害に遭われたという地域がございまして、皆さんの盛り上がりというのが非常に、立ち上がったという状況ではなかるうかなというように思っております。

以上でございます。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

17番 今村義照君。

○今村議員

2、3お伺いをいたします。

今回の補正で一番特徴的なのは、組織上ですね、ちょっと大きさかもしれませんが、変更にあるんだろうというふうに思うわけです。今年度の各種事業に取り組むためにですね、一部の組織では人員の強化なり、あるいは削減も行われているわけでございます。今の2部にわたって増員が特徴的に目立つわけでございますが、この総括的なですね特徴的な組織上の意図があるのかどうか、あるいは事業上の意図があるのかどうか。それと今般3月の定例会の中でですね、今年度の組織改正及び組織見直しの案がありました。それらのことについての関係がこのことの組織上に反映されているのかどうか、そこら辺が考慮されているのかどうか。

それと具体的にお聞きしますが、今回社会福祉総務費として人件費4名分が補正になっているわけです。それが具体的な業務内容はこういったようなことか、ということと教育費の関係の中で、社会教育関係の人件費が2名分増加されている。いかなる業務内容で取り込まれるのか。

以上の点を質疑といたします。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

総務部長 新川文雄君。

○新川総務部長

まず、このたびの全体的な補正をさせていただきとりますものにつきましては、今後組織を実施させていただきます。現在、組織上の総合的な詰めをさせていただいておりますけれども、それは別としての当初の4月の人員の配置の中で、整理をさせていただいたものでありますので、今後の10月1日付のそうした組織と職員の配置というのは、また再度こういう異動が出てくるものと考えております。

それと社会福祉費の社会福祉総務費の関係でございますが、補正前につきましては38名で、補正後につきましては42名の配置をさせていただいて、4名増をさせていただいております。当然その中には今回主たる事業につきましては、育休の職員が1名おります。それとこのたびの状況でやはり保育所の担当課長をですね、つけさせていただいております。そうした状況から保育の現場から保育所、保育士さんを1名選任等でそこにつけさせていただいております。というのが、主たる状況かなというように思っております。その増減につきましては、減になりますのは2名の減を今回、当初38名おりましたものを減にさせていただいて、6名の増をさせていただいておりますけれども、そうした育休また職員の異動、今の子育ての関係そういう状況の中で4という増員の状況が出たものでございます。

続きまして社会教育でございますが、社会教育の2名の増の関係でございます。このことにつきましては当初につきましては、20名の職員がおりまして22名でございます。2の増でございますが、社会教育の方に部内の調整をさせていただいて、2名の増ということで社会教育の方のそうした事業推進という状況で、2名の増をさせていただきとるという状況でございます。

以上でございます。多少これは部内調整ということも考えさせていただいております。以上でございます。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○松浦議長

質疑がないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。本件は委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長

異議なしと認め、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔討論なし〕

○松浦議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第58号、平成19年度安芸高田市一般会計補正予算(第1号)の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○松浦議長

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決をされました。

ここで3時45分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 3時32分 休憩

午後 3時45分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長

時間が参りましたので、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第20 議案第59号 平成19年度安芸高田市国民健康  
保険特別会計補正予算(第1号)

○松浦議長

日程第20、議案第59号、平成19年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

議長。

議案第59号、平成19年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)でございます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ536万円を追加し、予算の総額を42億5,868万2千円とするものでございます。

歳入につきましては、繰入金536万円を追加するものでございます。歳出につきましては、総務費536万円を追加するものでございます。

以上よろしくご審議を賜りたいと思います。

○松浦議長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

マイク近づけてやってください。

福祉保健部長 廣政克行君。

○廣政福祉保健部長

要点のご説明を申し上げます。

このたびの補正につきましては職員の人事異動等に伴います、職員給与費の補正をするものでございます。補正予算の6ページをお願いいたします。

歳入でございますが、9款の繰入金、1項の他会計繰入金、1目の一般会計繰入金536万円の増額は、職員給与費の補正に伴い、職員給与費にかかる繰入金を増額するものでございます。

歳出のご説明をいたします。7ページをお願いいたします。1款の

総務費、1項の総務管理費、1目の一般管理費は536万円の増額で、職員の人事異動に伴います、職員給与費給料を277万円、職員手当を201万9千円、共済費を57万1千円それぞれ増額するものでございます。

8ページにつきましては、給与費補正明細書でございます。国民健康保険特別会計所管の職員は6名でございます。補正後の職員給与費の総額は4,051万円でございます。

以上要点の説明を終わります。

○松浦議長

以上で要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はございますか。

1番 明木一悦君。

○明木議員

議長。

先ほどのですね、承認をしたのがあったと、国保の関係の条例改正なんですけど、これがですね、今、今回の予算に影響してるのかしてないのか。それが反映してるのか反映されるのか。そのあたりはどのようなのか伺いたします。

○松浦議長

ただいまの質問に答弁を求めます。

休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 3時50分 休憩

午後 3時52分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長

答弁を求めます。

市民部長 平下和夫君。

○平下市民部長

大変失礼いたしました。市民部の方の関係でございます。今度委員会の方に付託されました54号の絡みだと思っておりますけども、54号の議案の絡みだと思っておりますけども、今回の補正で国保の中に530何万入れますと、税金に影響してるんかと、今回の税率の改定に・・・

○松浦議長

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 3時53分 休憩

午後 3時54分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長

ただいまの質問に答弁を求めます。

平下市民部長。

○平下市民部長

すみません。たびたびご迷惑かけます。先月の53万円から56万円に上げたものに問われとると思っておりますけども、これには関係ございません。影響も当然しておりません。これは国の法律そのものが変わりましたために、53万円から56万円に引き上げるものであって、税率等には今回の補正はかかわっておりません。

以上です。

○松浦議長 答弁を終わります。  
ほかに質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○松浦議長 ほかに質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本件は委員会の付託を省略いたしたいと思いま  
す。これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長 異議なしと認め、これより討論に入ります。  
討論ありませんか。

〔討論なし〕

○松浦議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより議案第59号、平成19年度安芸高田市国民健康保険特別  
会計補正予算（第1号）の件を起立により採決いたします。  
本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長 起立多数であります。  
よって、本件は原案のとおり可決をされました。

~~~~~○~~~~~

日程第21 議案第60号 平成19年度安芸高田市介護保険
特別会計補正予算（第1号）

○松浦議長 日程第21、議案第60号、平成19年度安芸高田市介護保険特別
会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。
提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長 議長。
議案第60号、平成19年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算
でございます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ516万円
を追加し、予算の総額を34億8,134万2千円とするものでござ
います。

歳入につきましては、繰入金516万円を追加するものでございま
す。

歳出につきましては、地域支援事業費525万6千円を追加し、総
務費9万6千円を減額するものでございます。

よろしく審議を賜りたいと思います。

○松浦議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。
この際、担当部長から要点の説明を求めます。
福祉保健部長 廣政克行君。

○廣政福祉保健部長 要点のご説明をいたします。
このたびの補正につきましては、職員の人事異動に伴います、職員

給与費の補正をいたすものでございます。補正予算の6ページをお願いいたします。

歳入でございますが、8款の繰入金2項の一般会計繰入金、3目の地域支援事業費事業繰入金は525万6千円の増額。4目のその他一般会計繰入金は9万6千円の減額で、職員給与費の補正に伴いまして、職員給与費にかかる繰入金を調整するものでございます。

歳出の7ページをお願いいたします。1款の総務費、1項の総務管理費、1目の一般管理費は9万6千円の減額で、職員の人事異動に伴います、一般事務職員給与費の調整でございます。4款の地域支援事業費、2項の包括的支援事業費任意事業費、1目の一般管理費は525万6千円の増額で、地域支援事業にかかります職員を2名から3名といたしまして、1名増員したことによるものでございます。

8ページにおきましては、給与費補正明細書でございます。介護保険特別会計所管の職員は一般事務職9名、保健師1名の計10名でございます。補正後の職員給与費の総額は6千万4千円でございます。

以上、要点の説明を終わります。

○松浦議長

以上で要点説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○入本議員

議長、15番。

○松浦議長

15番 入本和男君。

○入本議員

増員の理由を、どこから増員されたのか、増員理由をお願いします。

○松浦議長

ただいまの質問に答弁を求めます。

福祉保健部長 廣政克行君。

○廣政福祉保健部長

この包括支援センターの一つの開設につきましては、ご承知のように平成18年度からのセンターの設置、介護保険設置委員に伴いまして一つの開催をいたしました。この1年間の経過を見ますと、それぞれの包括の中で保健師1名、社会福祉師1名、またそれぞれ3名の形で運営をしておりますが、補正等も再々をお願いしたり、減額をしております。

ここに掲げております地域支援事業費としては、いろいろサービスが介護予防事業から、一つのいろいろサービスがございますが、一つは今のサービス特会の方のケアプランづくりの方が、大変に混雑をしておるといって、片方の事務をまず今傾注をしております。

そういった意味からもしましても、3名から今4名にぜひこれを増員をお願いしたいという形で、今回この増員をお願いしまして、この4名体制で今回19年度から体制づくりでこれを実施していくという形であります。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

15番 入本和男君。

○入本議員

この増員というのは資格者でございますかね。資格者がおられたのを

異動で増やされたのか。どこからどのように異動されたのか伺います。

○松 浦 議 長

ただいまの質問に答弁を求めます。

福祉保健部長 廣政克行君。

○廣政福祉保健部長

この増員の職員につきましては、一般職員でございまして、できるだけ資格者が適切と思えますけども、この資格者がなかなか見当たらない、また反面これからの今の包括の運営等を考えますと、職員のどういたしますか、資格づくりといたしますか、その職員の人材づくりといたしますか、そういった面でこのたび一般職でもお願いをした形であります。

○松 浦 議 長

15番。答弁を・・・

○入 本 議 員

答弁をしてもええんじやが、私ができんけー、質問を先にせにゃあいけません。

○松 浦 議 長

質問を許します。

15番 入本和男君。

○入 本 議 員

何課からの異動なんですか。同じ課からの異動か、ちょっとそのところを聞いたんですが。例えば、例えばいらんこと言わんでもええけー、あのあれかもわからんんですが、何課からの異動かと。

○松 浦 議 長

ただいまの質問に答弁を求めます。

総務部長 新川文雄君。

○新川総務部長

説明の資料の中にもちょっとご説明をさせていただきましたように、ご承知いただきますように、一昨年来20数名の定年退職者は14名、また早期退職ということで20数名以上ですね、職員が退職をいたしました。限られた形の中で先ほど福祉保健部長の方も申させていだきましたように、本来であればその事業所というのはある程度資格要件がですね、必要な要件でございまして、福祉関係のそうした窓口を長く経験した若い、これは美土里支所の方に駐在をしておったわけでございますけども、それを社会福祉士と一緒に仕事ができるような体制をとということで、福祉保健部の方と連携を取らせていただいたところでございます。そういう全体の中の職員のそうした経験等も踏まえ、またある程度将来養成できるという課の中ですね、若い職員を1名その方に異動をとという状況をさせていただいたわけでございます。全体的には特別会計の方は2名の増員になつとりますけども、一般会計の方を総括させていただきますと、マイナスの4という数字の中で、4月1日をスタートをさせていただくとという状況でございます。

以上でございます。

○松 浦 議 長

以上で答弁を終わります。

ほかに質問ございませんか。

○山 本 議 員

議長。

○松 浦 議 長

16番 山本三郎君。

○山 本 議 員

この地域包括支援センターの事業で、非常にあそこで職員さん対応

されとるのがですね、非常に先ほど部長申されましたように、忙しいそして非常に事務量が多いということですね、このたびこうした増員を図られたんでしょうけど、実際にこの1名増ですね、今後の今からのいろいろな地域包括支援センターの事業が、満たされるとみなしておられますか。

現在非常にあそこの職員さんは、もう忙しゅうてもう本当に困っておられるような、いつも聞いておるんですが、この1名の増ですね、果たして満たされるんだろうかというのがですね、非常に高齢者社会で非常にこの介護にいろいろケアプランを立ててもらう人が多いわけですね。そういう関係でどのようにとらえておられますか。

現状はですね、1名増でこれも努力されて1名増をされたと思うんですが、今後まだまだこういうことについて事業量がたくさんあると思うんですが、それに対しての見込みはどのように考えておられますかお尋ねします。

○松浦議長

ただいまの質問に答弁を求めます。

福祉保健部長 廣政克行君。

○廣政福祉保健部長

ご質問をいただきましたようにですね、現段階では非常にセンターの方も残業等も重なりましてですね、なかなか厳しい情勢であります。この件につきましても、3月にもいろいろご説明いたしました。特会サービスの方のケアプランづくり、これが落ち着けばですね、案外包括の介護の方でいろいろ手も回るように考えておりますが、この特会サービスの方はケアプランづくりで、結構、資格者がいるという形です。今それぞれ募集等もかけておりますけども、調査員の方は2名ほど増加していただきまして、調査の方は何とか対応できるのかなと考えております。

問題はプランづくりの方でございまして、このプランづくりがですね、なかなか今のところニーズにこたえていくところが難しいところでもあります。この当面このプランづくりの方を何とかこの一般募集等も公募もしておりますけども、これを資格者等早急に探してこれを対応して、本来の介護特会の方の包括センターの運営には従事してまいりたいと、当然そうなりますとある程度のこの運営の見通しは立っていくんじゃないかと、このようには考えております。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○松浦議長

ほかに質疑はないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。本件は委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長

異議なしと認め、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔討論なし〕

○松浦議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第60号、平成19年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決をされました。

~~~~~○~~~~~

日程第22 議案第61号 平成19年度安芸高田市特定環境  
保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○松浦議長

日程第22、議案第61号、平成19年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

議案第61号、平成19年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計の補正予算（第1号）でございます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ438万7千円を減額し、予算の総額を7億7,739万2千円とするものでございます。

歳入につきましては、繰入金が438万7千円を減額するものでございます。

歳出につきましては、総務費438万7千円を減額するものでございます。

以上よろしく審議を賜りたいと思います。

○松浦議長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

建設部長 金岡英雄君。

○金岡建設部長

それでは要点のご説明をいたします。

このたびの補正につきましては、職員の人事異動等に伴う職員給与費の補正をいたすものでございます。補正予算書の6ページをお願いいたします。

歳入でございますが、5款の繰入金、1項の他会計繰入金、1目に一般会計繰入金で438万7千円の減額は、職員給与費の補正に伴い職員給与費にかかる繰入金を減額するものでございます。

歳出の7ページをお願いいたします。1款の総務費、1項の総務管理費の一般管理費では438万7千円の減額で、職員の人員異動に伴う給与関係で、給料を310万8千円、職員手当等を67万9千円、共済費を60万円それぞれ減額するものでございます。

8ページは給与費補正明細書でございます。特定環境保全公共下

水道事業特別会計所管の職員は6名で、補正後の職員給与費の総額は3,757万1千円でございます。

以上でございます。

○松浦議長

以上で要点説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○松浦議長

ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。本件は委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長

異議なしと認め、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔討論なし〕

○松浦議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第61号、平成19年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決をされました。

~~~~~○~~~~~

日程第23 議案第62号 平成19年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

○松浦議長

日程第23、議案第62号、平成19年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

議案第62号、平成19年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ260万5千円を減額し、予算の総額を4億6,883万9千円とするものでございます。

歳入につきましては、繰入金260万5千円を減額するものでございます。

歳出につきましては、総務費260万5千円を減額するものでございます。

以上よろしく審議を賜りたいと思っております。

○松浦議長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

建設部長 金岡英雄君。

○金岡建設部長

要点のご説明をいたします。

本議案につきましても、職員の人事異動等に伴う職員給与費の補正をお願いするものでございます。補正予算書の6ページをお願いいたします。

まず歳入でございますが、5款の繰入金、1項の他会計繰入金の一般会計からの繰入金260万5千円の減額は、職員給与費の補正に伴い職員給与費にかかる繰入金を減額するものでございます。

歳出の7ページをお願いいたします。1款の総務費、1項の総務管理費の一般管理費は260万5千円の減額で、職員の人員異動等に伴う職員給与費で給料を170万9千円、職員手当等を49万4千円、共済費を40万2千円それぞれ減額させていただくものでございます。

8ページは給与費補正明細書でございます。農業集落排水事業特別会計所管の職員は6名で、補正後の職員給与費の総額は4,723万円でございます。

以上でございます。

○松浦議長

これをもって要点説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

○松浦議長

ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。本件は委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長

異議なしと認め、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔討論なし〕

○松浦議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第62号、平成19年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決をされました。

~~~~~○~~~~~

日程第24 議案第63号 平成19年度安芸高田市浄化槽整

備事業特別会計補正予算（第1号）

○松浦議長

次に日程第24、議案第63号、平成19年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長 議案第63号、平成19年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算(第1号)でございます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ618万9千円を追加し、予算の総額を2億5,794万3千円とするものでございます。

歳入につきましては、繰入金618万9千円を追加するものでございます。

歳出につきましては、総務費618万9千円を追加するものでございます。

以上よろしく審議を賜りたいと思っております。

○松浦議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

建設部長 金岡英雄君。

○金岡建設部長 要点のご説明をいたします。

本議案につきましても、職員の人事異動等に伴う職員給与費の補正をさせていただくものでございます。補正予算書の6ページをお願いいたします。

歳入でございますが、6款の繰入金、1項の他会計繰入金の一般会計からの繰入金618万9千円の増額は、職員の給与費の補正に伴い職員給与費にかかる繰入金を増額をお願いするものでございます。

歳出の7ページをお願いいたします。1款の総務費、1項の総務管理費の一般管理費では618万9千円の増額で、職員の人員異動等に伴いまして、給料を322万7千円、職員手当等を225万円、共済費を71万2千円それぞれ増額させていただくとするものでございます。

8ページは給与費補正明細書で、浄化槽整備事業特別会計所管の職員は2名で、補正後の職員の給与費の総額は1,481万4千円でございます。

以上でございます。

○松浦議長 以上で要点説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○入本議員 議長。

○松浦議長 15番 入本和男君。

○入本議員 人員が増えたり何かした場合はですね、やはり何課からだれだれが変わったという、我々も本来は事務分掌の中でそういうのがあると思うんですよね。増えたことに関して私も批判しとるわけじゃなしに、だれがどこに行って仕事内容が増えたのか、ここで初めてですね、残業手当が時間外勤務手当がここで増えとるんですね。よそに異動の場合は増えてないんですよね。そういうものが見えないと言われれば見えてくるんですけど、言われないと扶養手当にしてもですね、わから

ないんですよね。独身の人じゃないわけですから。そういう異動があった場合はだれが何課からどこどこに来ましたとか、いうふうな形の説明がほしいんですが、これ異動することによってですね、残業手当も自動的にこれは増えるもんですかね。

○松浦議長

ただいまの質問に答弁を求めます。

建設部長 金岡英雄君。

○金岡建設部長

ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

特にこれにつきましては業務等浄化槽の整備が拡大をするということと、あと県の権限移譲等ございまして、特に浄化槽の方で1名を増ということでございます。それにつきましては、もとそういう職も旧町でやっていた職員として、総務課の方から1名を臨時で入れていただいております。ただ時間外につきましては、これによってそれが増えるかどうかということは、業務の内容もございまして、状況によつたら極力時間外をしないという方で、それぞれ職員も頑張らせていただいております。ただ時間外につきましては、これによってそれが増えるかどうかということは、業務の内容もございまして、状況によつたら極力時間外をしないという方で、それぞれ職員も頑張らせていただいております。ただ時間外につきましては、これによってそれが増えるかどうかということは、業務の内容もございまして、状況によつたら極力時間外をしないという方で、それぞれ職員も頑張らせていただいております。

○松浦議長

答弁を終わります。

質疑を求めます。

15番 入本和男君。

○入本議員

臨時をやとうたとかいうふうに聞こえたんですが、名前も出てこないし、時間外もあがーにええ加減な形でこりゃあ、足したり引いたりしよってんですかね。扶養手当が増えとるということは、これ臨時職員じゃないんじゃないんですか。そこらはどうなんですか。名前はなぜ言えないんですかね。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 4時20分 休憩

午後 4時21分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長

休憩をといて再開いたします。

ただいま入本君の質問に答弁を求めます。

総務部長 新川文雄君。

○新川総務部長

先ほど建設部長の方からもご説明ございましたように、この浄化槽の整備事業につきましては、県の方からの権限移譲で、市の方がそうした包括をするという事務作業になっております。当然法定の点検チェック、それと個人が実際に今管理しておるものと、市の直営の浄化槽等がございまして、そういう事務の対応化ということでございます。当然、権限移譲でございますので、市全体の家の中で、ある程度この人事異動を考えさせていただきました。先ほど再度にわたります説明がございましたように、総務部の中で選挙の担当をしてお

て、選挙係が2名でおりましたけども、2名を1名にさせていただき、あとは総務部の中で全体の兼務辞令をかけ、選挙管理委員会ですから兼務辞令をかけさせていただきます。そういう浄化槽の専門的な資格、また知識を持っておるといふ職員を、1名ほど異動の配置をさせていただいたものでございます。当然その扶養に該当する子どもさんもいらっしゃるし、奥さんもいらっしゃる。そうした扶養手当の関係、また限られた職員の中で対応しておるといふ状況でございますので、非常に浄化槽の現在件数等が多いということの中で、やはりコンピューター入力等ですね、作業が必要ということで、我々もキャッチをさせていただいております。そうした時間外の対応相当分もですね、今回の補正の中で計上をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

ほかに質問ありませんか。

○入本議員

議長。

○松浦議長

15番 入本和男君。

○入本議員

どして職員名が言われんのか、私理解できないんですよ。総務課のだれだれが何課に、資格持った人間がどこどこに異動しましたと、いうふうに言っただけならば、ほいで今のような時間外でもですよ。一般会計の方では、全く異動があっても一銭たりとも動いてないんですよ。だからこういう少数のときにこれだけ動いたというのは、権限移譲のために件数がこれだけ増えて、時間外が予想されますから増やしましたとか、何かわかるように説明していただければ、私らもありがたいんですが、扶養手当も子どもがおるけーいというのは当然それはわかるんですが、だから職員いうものはみんなオープンしとるわけでしょう個人名を。だからここで言うことは全然差し支えないことでしょう。だれが行かれたんですねと。だから今の権限移譲によるために、マンホールの件数が多いから入力するために、時間外がこれだけ予測されるのでやりましたと。そのことが聞きたいだけのことであって、別段そのこの数字がどうのこうの、よそは時間外手当なんかは全く人事異動があっても動いてない、人数増えてもね。ただここでは異動しとると、じゃあ人を増やした上になぜそういう時間外が増えるのかなと、そしたら権限移譲があったと、そういうふうな説明をいただきたいんですが、その点どうですか。

○松浦議長

ただいまの質問に答弁を求めます。

総務部長 新川文雄君。

○新川総務部長

該当職員につきましては、選挙係の方の対応をさせていただいております。そうした浄化槽等の適任ということで、異動をかけさせていただきました。選挙管理委員会係長とその本人2名で対応させていただいたわけですが、先ほど説明をさせていただきましたように、緊急的などという手段の中で係長を専任とし、

あとの対応というのは総務課の中の全体の職員の対応をさせていただくということで、1名を建設部の方に異動を配置させていただいたという状況でございます。

以上でございます。

○松浦議長 以上で答弁を終わります。

ほかに質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○松浦議長 ほかにないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長 異議なしと認め、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔討論なし〕

○松浦議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第63号、平成19年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決をされました。

~~~~~○~~~~~

日程第25 議案第64号 平成19年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

○松浦議長 日程第25、議案第64号、平成19年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長 議案第64号、議案名が平成19年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、466万4千円を減額し、予算の総額を6億5,750万2千円とするものでございます。

歳入につきましては、繰入金466万4千円を減額するものでございます。

歳出につきましては、総務費466万4千円を減額するものでございます。

以上よろしく審議を賜りたいと思っております。

○松浦議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

建設部長 金岡英雄君。

○金岡建設部長

要点のご説明を申し上げます。

本議案につきましても、職員の人事異動等に伴う職員給与費の補正をお願いするものでございます。予算書の6ページをお願いいたします。

歳入でございますが、6款の繰入金、1項の他会計繰入金、1目の一般会計繰入金466万4千円の減額は、職員の給与費の補正に伴い職員給与費にかかる繰入金を減額するものでございます。

次に歳出でございますが、7ページをお願いいたします。1款の総務費、1項の総務管理費の一般管理費は466万4千円の減額で、職員の人事異動等に伴う職員給与費給料を247万2千円、職員手当等を164万9千円、共済費を54万3千円それぞれ減額をするものでございます。3款の公債費におきましては職員人件費の減額に伴い、一般管理費に財源充当をしておりました、水道使用料のうち職員人件費の減額相当額を元金償還費の財源として、財源の組み替えをお願いするものでございます。

8ページは給与費補正明細書でございます。簡易水道事業特別会計所管の職員は11名で、補正予算後の職員の給与費の総額は7,005万1千円でございます。1名減となっておりますのは、早期退職者の不補充ということでございます。

以上でございます。

○松浦議長

以上で要点説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○熊高議員

議長。

○松浦議長

10番 熊高昌三君。

○熊高議員

いわゆる人事異動によるということで、これまでもずっとそういう議案だったんですが、人事異動によって人件費が動くわけですね、人が減ったり増えたり、同じ数は変わらなくても人件費は動く。こういう状況もいろいろあるわけですね。今回は一人減ってそれに似合うような人件費が減ったということですが、増元副市長にお聞きしますけども、適材適所といいますか、費用対効果そういったことも含めて、業務評価も当然あってその人が動くということだというふうに思うんですね。事業が増えたり減ったり、あるいは繁忙な課は当然人がいると。そういった視点で人事異動というのはされておるんだというのは当然だというふうに思うんですが、そこらをいろいろ行革の中にもあろうというふうに思うんですが、どういう視点でこの人事異動をされておるのかですね。今回の件に関しては具体的に中身については、十分な説明とは言いがたいんですが、先ほど来からそういった議論もされとりますが、そういった視点でのその人事異動によるこの給与の動き方、これ果たして本当にそういう視点でされとるのかどうか、とい

うのをまず1点お聞きしたいと思います。

○熊高議員

ただいまの質問に答弁を求めます。

副市長 増元正信君。

○増元副市長

人事配置の基本的な考え方等々であろうかと思えますけれども、合併をいたしまして今4年目でございますが、これまでの人事配置等につきましては、やはり旧町のそれぞれの職員の持つておる経験等々をやっぱりベースにした、そういう人事配置でございました。支所の配置にしても各部署、専門的な知識あるいはこれまでの経験を生かした人事配置となっております。そういった中で特に年々職員数が減っていくということ、そして不補充ということ、職員定数もっと減らしたいというような状況の中で、やはり少ない人数でお願いしたいということで、これまで10人でやっと思ったけど、すまんけど9人でやってほしい8人でやってほしいと、というのが現実でございます。その中で、権限移譲とか先ほどの浄化槽の問題、あるいは福祉保健におきまして各事業所の監査まで、今からやっていかなきゃいけないというふうなこと、いろんな権限が市の方に移譲をされるということで、専門職の養成が迫られております。一般廃棄物あるいは産業廃棄物、それらを監視する能力は必要であるということでございます。それに100%対応できておるかと言いますと、私はまだそこまでいっていないというふうに思っております。そういった中で今年の10月の機構改革とあるいはグループ制の導入と、そういったことになろうかと思えます。職員を養成していかなきゃいけないということは大きな課題でありまして、私も一番そのように思うわけでありまして、これまでの経験を生かしながら人材育成をということで、それにはあなたほどの職が一番適しておるのかと、自分でもどのように分析しておるのかと、いったようなそういう自己分析、あるいは我々も上司から見たときに、その個人がどうあるかとそういう対話の人材育成というものが必要であろうということで、ちょっと長くなりますけれども人材育成の基本方針というものを定めまして、あるいは事務事業の整理もしなきゃいけません。どういう仕事を重点的にやっていかなきゃいけないのかと、そこらを上手くマッチングをしていくということが、4年目の課題だということで、行政評価なり人材育成なりグループ制の導入だということで、取り組まさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

10番 熊高昌三君。

○熊高議員

では金岡部長にお聞きしますが、その今回の簡易水道特別会計のところ、1名減ということですが、業務内容の評価はどのようにされて1名減にするんだと、いうふうな形を増元副市長も含めてですね、その人事異動の議論をされたのか、そして職員評価をどのようにして、

どういふ職員をどういふふう配置したいんだと、いふふうな議論をされたのか、といふのをお聞きしたいと思ひます。

○松浦議長 ただいまの質問に答弁を求めます。
建設部長 金岡英雄君。

○金岡建設部長 ただいまのご質問でございますが、いわゆる水道業務の中で、業務係建設係それぞれでございます。1名減となるいふことは大変業務の遂行上、担当課としましても部としても非常に厳しい状況がございましたが、それぞれこれまで業務を遂行してきた職員等の内容を確認した上で、現在ある仕事をそれを少しお互いにカバーをするという状況の中で、いふ業務を今やっているとこゝろでございます。ただ冒頭一般会計でもございましたように、全体的な職員が減をする中で、そこらについてはある一定の減もいたし方がないといふことで、我々の方もそこを職員初め我々理解をしているとこゝろでございます。

以上でございます。

○松浦議長 以上で答弁を終わります。
ほかに質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○松浦議長 ほかに質疑ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は委員会への付託を省略いたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長 異議なしと認め、これより討論に入ります。
討論ありませんか。

〔討論なし〕

○松浦議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより議案第64号、平成19年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長 起立多数であります。
よつて、本件は原案のとおり可決をされました。

~~~~~○~~~~~

○松浦議長 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。  
本日はこれにて散会いたします。  
次回は、明日午前10時に再開をいたします。  
ご苦労様ございました。

~~~~~○~~~~~

午後 4時36分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員